

別府市新図書館等整備基本計画

令和2年3月

別府市教育委員会

目次

はじめに	-本計画の位置づけ-	1
第1章	別府市における図書館の役割とは	3
1	本市の地域課題	4
2	新時代における図書館の役割	5
3	別府市立図書館の現状・課題	8
4	学校図書館の現状・課題	9
5	図書館全域サービスの現状・課題	9
6	本市における図書館の役割	11
第2章	新図書館等整備における基本方針	13
1	新図書館の理念について	14
2	理念を実現させるための機能・サービスについて5つの指針	15
3	図書館を利用する市民の姿、それを支える図書館の在り方	17
第3章	新図書館等のサービス目標	21
1	基本理念に基づく新図書館等サービスの概要	22
2	蔵書計画	25
3	商用データベース	25
4	蔵書管理システム	25
5	郷土資料の活用・運用、デジタル・アーカイブ整備	25
6	市民の知的活動等によって生まれる資料	25
7	年間来館者数	26
8	全域サービス	26
第4章	新図書館等の整備計画	27
1	建設予定地	28
2	建設規模と構造	37
3	施設整備の基本方針	39
4	機能配置の基本方針	43
5	ゾーニングの基本方針	54
6	美術館機能について	55
7	空間イメージ	56

第5章	管理・運営の基本方針	・・・	59
1	管理運営の基本方針	・・・	60
2	新図書館機能と組織の関係	・・・	61
3	新図書館を構成する各部門の業務	・・・	62
4	施設管理の基本事項	・・・	65
第6章	事業スキーム及び収支（概算）の想定	・・・	67
1	事業条件の想定	・・・	68
2	事業収支の想定	・・・	70
3	想定される事業手法	・・・	74
4	今後のスケジュール	・・・	79
第7章	開館までの準備	・・・	81
1	職員の育成等	・・・	82
2	資料の収集・除籍	・・・	82
3	市民との協働	・・・	82
4	財源の確保	・・・	82
第8章	オープン・プラットフォーム会議の報告	・・・	83
第9章	実証事業の報告	・・・	89
第10章	官民連携プラットフォームの組成	・・・	95
第11章	委員会報告	・・・	99
資料編			
(1)	図書館事例調査	・・・	資料-1

はじめに ー本計画の位置づけー

別府市では、令和2年度から令和9年度まで8年間の本市の基本的な方針を示した第4次別府市総合計画（以下、「別府市総合計画」という。）において、新図書館等の整備及び多機能化に努めることを最重要プロジェクトの一つに掲げた。

また、平成27年10月策定の「まちをまもり、まちをつくる。べっふ未来共創戦略」に次いで、令和2年3月に「まち・ひと・しごと創生第2期別府市総合戦略」（以下、「第2期総合戦略」という。）を策定し、文化を切り口としたまちの可能性の拡大を目指し、新図書館等の整備や活用を通して、多層な人々が多種多様な形で集まりやすい動機や環境をつくり、周辺関連施設と連携した文化拠点となる公共空間づくりに取り組むことを宣言した。

平成28年度に、公募により選出された市民や外部有識者が参画して策定した別府市立図書館及び別府市美術館整備基本構想（以下、「基本構想」）では、『シビックプライドの創生ー「私たちのまち」別府』をビジョンに掲げ、

- (1) ひとをつなぎ、ひとが育つ、にぎわいのある交流の場
- (2) ところを和ませるリラクゼーションの空間
- (3) 地域の課題を解決できるコミュニティの場
- (4) まちとつながり、まちを創り、別府を知る情報発信の拠点

をビジョンのコンセプトとした。

平成30年度には、この基本構想を具現化するために整備構想において、近年、図書館の役割が見直されている背景から、これまでの役割や機能に応じて施設を細分化する既存の価値観から脱し、集まりやすい動機や環境を備え、これによって従来の役割を広げ、ネットワークの中核として地域の課題解決のための施設となる姿を新たに整備される施設のグランドデザインとして描いた。また、本事業に主体的に関わる意識を醸成するため「オープンプラットフォーム会議」をスタートさせ、計画策定の過程と主体的に参画するイメージを共有してきた。

本計画は、これらの構想を基に、これまで開催してきた別府市新図書館等整備基本計画策定委員会及びオープンプラットフォーム会議等によって議論してきた内容を集約し、まとめたものである。新しい公共空間が、新たな文化や価値観を生み出していくために、市民に日々の暮らしの中で必要な情報を豊かに届け、人と文化が豊かに交わる中で、知恵や想像力を育む場として機能することを目指している。

生活をより豊かにするために新たな知識を身に着けることが欠かせない時代にあって、世界の産官学民が参加を表明するSDGs（持続可能な開発目標）推進による社会転換の流れや世界のありようまでを視野に入れ、一人ひとりの暮らしを支援するため、新公共空間が果たす役割や期待は非常に大きいと言える。

第1章

別府市における図書館の役割とは

1 本市の地域課題

本章では、別府市の地域課題を把握し、これからの別府市における図書館の役割や位置づけを明確にする。整備構想の第5章でも掲げられているように、別府市新図書館は、幅広い分野の人々と知識がつながることで、別府の地域課題を解決し、新たな価値を生み出す場を目指している。そのために現状の別府にはどのような地域課題が存在し、どのような機能や役割が求められているのか、また本市が策定する第4次総合計画（令和2年～9年度）にも位置づけられる図書館の政策的な役割を明確にする。

(1) 第4次総合計画に掲げられる都市政策課題

本市が策定する第4次総合計画にて、今後本市が取り組み、解決していかなければならない重点的な都市政策課題は、以下のとおりである。

政 策	施策の方向性
観光・産業	<ul style="list-style-type: none">・生産性向上、持続可能な経営の確保、人材の育成・確保・あらゆる人が活躍できる環境の整備・観光資源の磨き上げ、観光客の満足度・消費の向上、受け入れ態勢整備・観光と市民生活の調和の確保及び市民福祉への還元
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none">・各世代における主体的な健康づくり支援、運動習慣の定着を図る機会の確保・救急医療体制等の整備・運用、データ分析に基づく医療費の適正化・多種多様な機関の協働による包括的で持続可能な支援体制の構築・地域における包括的な支援力の強化、安全安心を高める地域づくり
子育て・教育	<ul style="list-style-type: none">・全ての子どもが希望を持ち、健やかに成長できる環境づくり・親・家庭が喜びや生きがいを感じながら子育てできる支援の充実・地域や社会全体で子育てを見守り支えあうことのできる体制づくり・生涯学び続ける力、未来を生き抜く豊かな心と健やかな体の育成・学校・家庭・地域の協働推進・新しい学びに対応した教育基盤整備・人生100年時代を支える生涯学習の推進・新図書館等の整備及び多機能化、社会教育施設のネットワーク化

政 策	施策の方向性
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある景観の維持及び保全、公園や海岸等の整備及び利用促進 ・ 安全・快適な道路や住環境の整備 ・ 地域の実情に応じた交通インフラの整備 ・ ICT等を活用した新たな移動手段の調査研究と推進 ・ 安全な水供給を確実にするシステムづくり、施設・設備等の耐震性の確保 ・ 生活排水未処理地域における処理の推進
環境・くらし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境との共生の推進 ・ ごみの発生抑制、排出抑制、資源化及び適正処理の推進 ・ 環境教育の推進、環境美化活動等への参加の促進 ・ 地震津波等に対応するハード整備、地域防災力・防犯力の強化 ・ 消防・救急体制の充実強化 ・ 市民・行政・専門機関等の関係機関相互連携の推進
協働・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な地域づくりの推進 ・ 地域運営組織に対する支援の充実 ・ 人権教育・啓発活動の推進 ・ 誰もが、ともに暮らしやすく、ともに働きやすい社会環境づくり
行財政・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルファーストの推進等による市民サービスの向上や行政運営の効率化 ・ 中規模多機能自治区、企業、大学機関、団体等との協働の推進

2 新時代における図書館の役割

本市における都市政策課題は、それぞれの行政関連部署や事業者によって、解決に向けて取り組まれてきたものである。観光に関する課題は観光課や観光事業者、医療・福祉に関する課題は福祉共生部各課や医療・福祉事業者、子どもの教育や子育てに関する課題は教育委員会や子育て支援課、学校や教育事業者というように、分野ごとに議論されてきた。

超高齢化、人口減少が進行し、成熟社会といわれる現代において、Society5.0 という情報ネットワークやテクノロジーが急速に進化・拡大する社会下における日本では、昨今盛んに共創やイノベーションの重要性がいわれるようになってきた。多種多様な立場の人々が対等にコミュニケーションしながら、新しい価値を共に創り上げていくことで、課題解決や変化に対応する新しい価値、サービスを生み出している。

行政と市民や市内外の事業者等が連携し、これまではバラバラに取り組まれてきたお互いの課題を共有し、強みをつなげ、新しい価値やサービスを生み出すことが、都市政策課題の解決に向けたこれからのアプローチと考えられる（図 1-2-1）。

このような共創には、知見や成果を共有する「オープンな環境」が必要不可欠である。図書館は

まさに、誰にも開かれたオープンな知の集積拠点であり、そこには知を創造していくための幅広い人々が集まる土壌がすでにある。

近年の国内外の図書館事例（図 1-2-2）をみても、課題解決に取り組む図書館や、市民交流や協働の拠点となっている図書館、起業やネットワーキング、ビジネス支援に取り組む図書館など、図書館の在り方や役割が変化してきている。こうした新たな価値創造拠点としての役割がこれからの図書館には求められており、そのために幅広い人々が集まり参画する仕組み、他の機能と融合し相乗効果を生むしかけが必要となる。

図 1-2-1 本市における図書館の役割

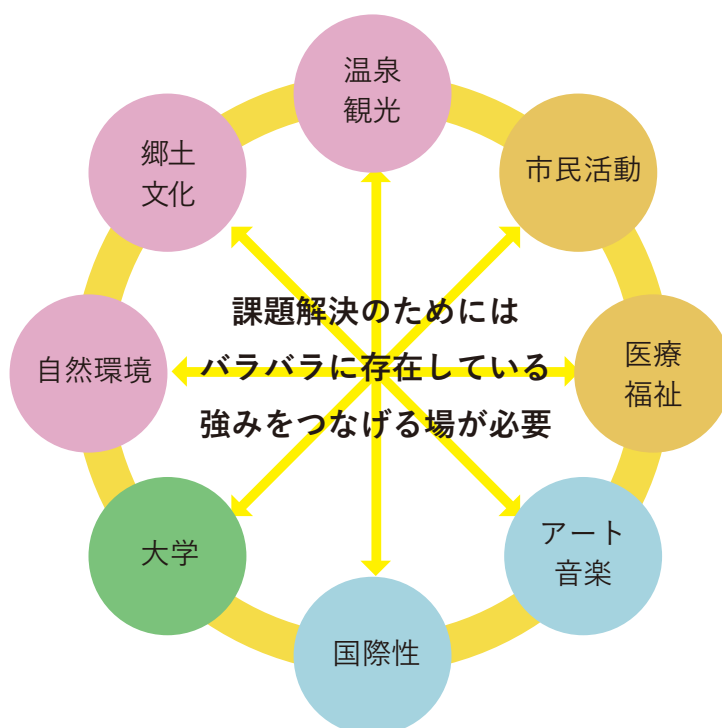


図 1-2-2 近年の国内外の図書館事例と傾向



課題解決型

ニューヨーク公共図書館

開館：1911年
面積：34,800m²
蔵書数：約250万冊(本館)
開館時間：平日10:00-18:00
火水10:00-20:00
日 13:00-17:00

知の殿堂として、市民と知をネットワークする様々な取り組みを行う。歴史的・芸術文化資料の収集保存、多様な市民活動、文化活動、起業ビジネス支援、デジタルライブラリー・商用データベースの無償提供、デジタル格差解消やイノベーション教育、障がい者の読書支援など、あらゆる市民の知へのアクセスを支える。



ビジネス支援型

紫波町図書館

開館：2012年
面積：1,440m²
蔵書数：約9.5万冊
開館時間：平日10:00-19:00
土日10:00-18:00
月曜休館

官民連携によるオガールプロジェクトにて建設された図書館。農業が盛んな紫波町ならではの農業支援、こどもの教育を柱に掲げ、農業分野に特化した蔵書やビジネス支援、司書が図書館から出るアウトリーチ活動、隣接する産直と連携した販売支援などを行う。イベント収益の一部を図書館の資料費に還元。



市民交流型

瀬戸内市民図書館

開館：2016年
面積：2,399m²
蔵書数：約20万冊
開館時間：10:00-18:00
木金10:00-19:00
月曜休館

計画の段階から市民参加の意見交換・勉強の場を設け、施設サービス、建築・情報デザイン、運営などを共創。「持ち寄り・見つけ・分け合う広場」をコンセプトに、市民が情報ニーズを持ち寄り、持ち寄った課題に対し図書館で答えやヒントを見つけ、気づきやアイデアを市民で「分け合える施設運営を行う。



市民活動型

須賀川市民交流センター

開館：2019年
面積：13,698 m²
開館時間：平日 9:00~20:00
土 9:00-20:00
日祝 9:00-18:00
火曜休館

創造的復興を掲げ、図書館・公民館などの生涯学習、子育て支援、市民活動支援、市民交流、賑わい創出（チャレンジショップ、カフェ、ミュージアムなど）など、多機能を融合させ、最大効果を発揮させるためにできた図書館。市民との協働による運営で市民の交流・活動拠点となっている。



魅力創造型

LocHall Library

開館：2019年
面積：7,000 m²
開館時間：平日8:00-22:00
土 9:00-17:00
日 13:00-17:00

図書館、美術館、民営コワーキングスペースの3つの機能が融合。新しい知識を得て挑戦し、イノベーションを生む研究室でもある。デジラボ、ライティングラボ、フードラボ、ゲームラボ、タイムラボ（まちの風土・歴史研究）、フューチャーラボ（まちのみらい研究）の6つのラボで、市民を刺激し共創する場。

3 別府市立図書館の現状・課題

新図書館建設に向けて、現在の別府市図書館における課題を整理する。

(1) 登録率

別府市図書館における登録率は21.0%と、全国平均の44.8%を大きく下回る(日本図書館協会『日本の図書館：統計と名簿 2018』(2019))。これらの登録率や実質利用率を改善するためにも、図書館サービス、蔵書構成における現状課題を把握し、今後の図書館運営計画にいかす。

(2) 蔵書構成と回転率

別府市立図書館における蔵書数は228,315冊(平成31年度3月末時点)。現在の蔵書構成(図1-3-1)をみると、文学、児童書、郷土資料の順に多くなっている。

一方で、回転率(貸出数/蔵書数)(図1-3-2)をみると、児童書がもっとも高く、次いで文学、工業技術が高い割合となっている。また、語学、芸術、自然科学、哲学・宗教も蔵書に対する回転率が高い。高い回転率を示している分類の書籍は、蔵書数が少なく需要に対する蔵書、供給のバランスが不十分と考えられる。また回転率の低い書籍の中には、主要産業と関連する医療・福祉関連や観光、飲食サービス業など個人事業主向けの書籍、子育て関連、また留学生など外国人の利用者を想定した洋書など、潜在的なニーズが高い書籍が充足していないことが考えられる。次年度の蔵書方針策定においては、より詳細な現状分析、市民ニーズを把握し、政策を反映した蔵書計画を検討する。

図1-3-1 蔵書構成

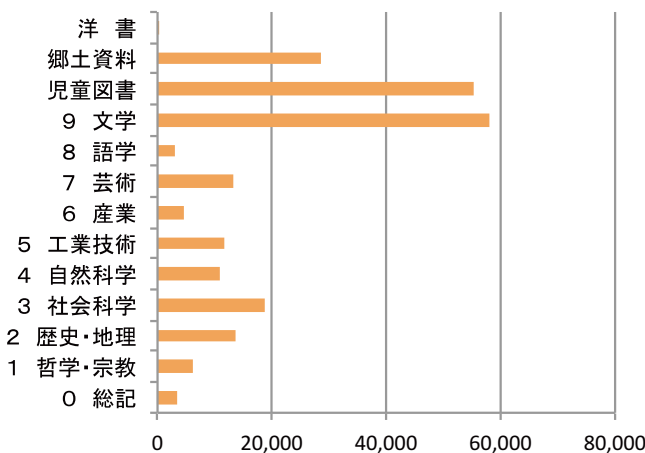
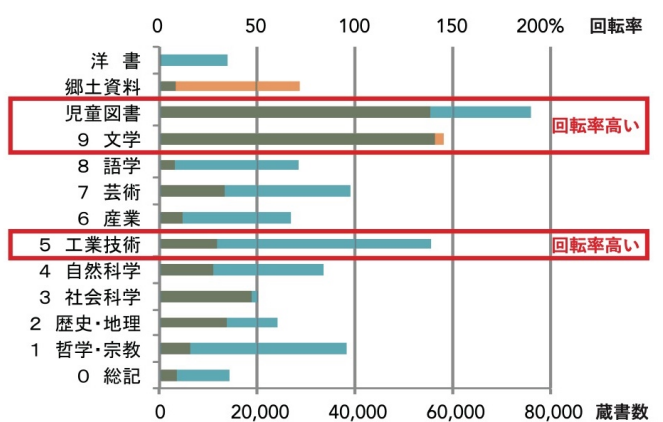


図1-3-2 回転率



(平成30年度実績を元に作成)

(3) 機能・空間、サービスの課題

平成 28 年度の基本構想で挙げられた現図書館の機能・空間、サービスの課題について、以下に再掲する。

- ・ 面積が狭いため、えほんのへやと児童室の分断や郷土資料の閲覧のしづらさ等、質の高い図書サービスを提供するための十分な空間が確保できていない。
- ・ 児童室と閲覧席が隣接しているため、子どものしゃべり声が閲覧席にも聞こえる等、利用者間のトラブル、利用属性に応じた環境が作りづらい。
- ・ 保護者向けの本とこども向けの本を近接させる等、利用シーンに合わせた最適な書架配置ができない。
- ・ 職員が非常勤職員で、司書有資格者が不足しており、十分な図書サービスの提供が困難。

4 学校図書館の現状・課題

別府市内には市立小学校 14 校、中学校 8 校があり、小学校は平成 28 年度以降、中学校では平成 27 年度以降、すべての学校に非常勤の司書を配置し、児童・生徒の読書活動推進に力を入れている。また、亀川・東山幼稚園及び東山小・中学校には移動図書館が巡回しており、児童・生徒の利用も多い。一方で、現図書館と学校図書館の相互貸借については、共有する蔵書検索システムがないため、連携は困難となっている。今後は、資料の団体貸出や相互連携に加え、学校司書との連携による効率的な学習支援など、調べ学習に対応した支援の拡充やデータシステムの共有等連携を検討する。

5 図書館全域サービスの現状・課題

(1) 移動図書館

「ゆのまち別府の移動図書館車」による地域巡回サービスとして、市内 11 コース 32 ヶ所を月 1 回間隔で巡回している。平成 30 年度まで移動図書館における新規登録者数は 5%程度で推移していたが、平成 31 年度に巡回ルートの見直しを行ったことで、25.53%に大幅に改善した。また、貸出者数／貸出冊数における移動図書館車の割合は、それぞれ 4.0%/3.5%から、6.6%/6.4%に増加しており、主に文学書や児童書の利用が多い。

図書館を利用することが困難な利用者に向けて、公民館、一部の保育園、小・中学校、医療・福祉施設などを巡回しているが、移動図書館の利用者傾向、書籍の最適化、定期的な巡回ルートの見直しなどより効果的な運用を検討する。

(2) その他の全域サービス

現在、その他の全域サービスは行っておらず、分館なども設置されていない。遠方居住者やなかなか図書館に来られない市民に対しての図書館サービスの提供、地域課題に応じた図書館だからこそできる独自サービスの展開を検討する。

(3) 大分県立図書館との連携

現在、県立図書館との相互貸借、県図書館による職員研修の機会提供により、職員の能力向上に努めているが、今後も引き続き、県立図書館と連携したサービス・利便性の向上に力を入れる。

6 本市における図書館の役割

前述の状況分析を踏まえ、本市における図書館の役割を整理する。整備構想では、「様々な地域課題を解決する有力な手段の一つとしての図書館（整備構想 第5章 P.29）」を掲げたが、地域課題を整理するなかで、より具体的な新図書館における今後の役割、方向性を以下に示す。

(1) 教育における図書館の役割

別府市の将来を担う人材を育てるため、学校教育を超えた学びの場として、図書館が貢献できる役割やサービスを検討する。学年や学校を超えて、学校と家庭以外の居場所、長期休暇中の学びの場を提供し、調べ学習・探究学習やグループワークなどの対話的、主体的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の推進、世代を超えて教え合う場づくりを行うとともに、学校司書と連携して学校図書館における学習活動や子どもたちの読書推進活動を支援する。

(2) 健康・福祉における図書館の役割

本市の主要産業といえる医療・福祉に関する産業、高齢者や障がい者、子育て世代など社会全体で生活を支えるべき市民に対し、図書館は医療・福祉分野における課題解決に資することができる。子育て支援、健康的な市民生活を支えるため情報提供や活動支援を行う。乳幼児のブックスタートや障がい者の読書支援等本に直接関わること以外にも、認知症や生活習慣病などの予防・未病への取組、相互扶助のネットワークづくりや市民ボランティア活動支援、障がい者の読書支援、健康・福祉活動の支援などが考えられる。

(3) 産業における図書館の役割

本市は、観光産業をはじめ、観光産業と密接に関わる飲食サービス業、卸売・小売業や医療・福祉に関する産業が盛んであり、また近年では行政、大学等を中心とした起業創業を目指す者の育成、別府ツーリズムバレー構想※など、新たな事業の創造にも力を入れている。図書館は、このような地域の強みを生かす産業支援に加えて、隠れた地域資源に光をあてることで、新たな産業を生み出す原動力となる。本がある空間を介して、同じ業界の事業者同士や異分野の事業者が交流し、新たなプロジェクトや事業のアイデアを生み出す場、飲食サービス業など個人事業主が経営を学ぶ場、起業家が情報交換やアイデアを発表できる起業創業支援の場としての役割を果たす。

※別府ツーリズムバレー構想：令和元年度に別府ツーリズムバレー構想推進協議会を設立。別府の基幹産業である観光産業を中心に、世界中から様々な人財、ビジネス、資金、知識、情報が集まり、相互に交わることにより常に観光ビジネスにイノベーションを起こし、国内外の観光ビジネスのイノベーション拠点となり「儲かる別府」の実現を目指す。

(4)アートにおける図書館の役割

アート・文化振興における役割も重要である。別府市美術館は、平成 29 年に現在地に移転、整備され、常設展等が計画的に開催されている。

本市は市民活動団体による市民芸術文化活動が盛んであり、『ベップ・アートマンス』に代表される市民文化祭では 98 団体（2019 年時点）が参加し、まちを舞台にアートプログラムや展示が毎年展開されている。またここ 10 年でアーティストの移住者も約 120 人にのぼる。新図書館等においては、作品を展示するという役割から、彼らのアート活動の記録や普及という役割も担う。また、障がい者によるアートの活動も盛んであり、障がいの有無に関わらず、市民による芸術文化活動を支援する場として位置づける。

(5)まちづくりにおける図書館の役割

教育、健康・福祉、産業、アートなど、別府市民の日常生活の基軸となる図書館は、まさに本市がこれからどんな人を育み、どんなまちづくりをしていくかという、別府市の政策を体現していく場である。まちの将来像を描き、その政策形成の場として図書館を明確に位置づける。

また、別府の地域や歴史を知り、価値を再認識する場として、郷土資料を収集保存し、市民がより広く活用できるようにすることによって、市民の誇りや地域への愛着を醸成する。目的もなく立ち寄れるサードプレイスとして、また訪れることで偶然の発見や出会いを得たり、交流ができる場となったり、コミュニティ醸成として重要な役割を果たす。

第2章

新図書館等整備における基本方針

1 新図書館の理念について

本章では、第1章6本市における図書館の役割を踏まえ、新図書館における基本理念を示す。

平成28年度に策定した基本構想では、『シビックプライドの創生―「私たちのまち」別府』をビジョンに掲げ、(1) ひとをつなぎ、ひとが育つ、にぎわいのある交流の場／(2) ところを和ませるリラクゼーションの空間／(3) 地域の課題を解決できるコミュニティの場／(4) まちとつながり、まちを創り、別府を知る情報発信の拠点をビジョンのコンセプトとした。

整備構想においては、集まりやすい動機や環境を備え、これによって従来の役割を広げ、ネットワークの中核として地域の課題解決のための施設となる姿を新たに整備される施設をランドデザインとして示した。

これまでの検討を基に、別府市新図書館等整備基本計画策定委員会での議論を踏まえ、新図書館の基本理念として、「ひとりひとりの暮らしと創造のよりどころへ」をメインコンセプトとした。そのうえで、図書館が『教育』・『健康・福祉』・『産業』・『アート』・『まちづくり』に貢献する地域の創造拠点として、また、市民が憩い、安らぎ、暮らしを楽しむサードプレイスとしての公共空間として機能することを目指し、5つの指針(図2-1-1)を定めた。

図2-1-1 新図書館の基本理念



ひとりひとりのために

新図書館は、市民にも観光客にも開かれ、そのひとりひとりに向き合う場である。

本市は歴史的にさまざまな人や出来事を受け入れてきた。それによる多様性や寛容さは本市の大きな特徴であり、魅力でもある。この図書館は、その別府らしさが継承・凝縮されたものとなり、幅広い世代や様々な個性を受け入れ、つなげることができる。

「ひとりひとり」という言葉には、多様性を大切にし、ひとりひとりに丁寧に向き合う意志が込められている。

暮らしのよりどころへ

新図書館には、人々の日々の営み、地元の産業に寄り添う知識やサービスがあり、地域の日常生活、日々の暮らしを支えるよりどころとなる。また、特段の理由もなく佇んでいることも許容され、自分なりの居場所を見つけることができるサードプレイスでもある。

創造のよりどころへ

ひとりひとりの小さな創造にも応えることができる図書館である。

自分やまちの未来について前向きに考え、自分自身を育て、まちを創る「創造」をサポートする。また、本市には複数の大学等による活発な活動が展開されている。新図書館は、個人やまちの歩みと新しい動きをつなぎ、本市の未来を創るプロジェクト等を支えるプラットフォームの基盤になる。

そして、未来へ

市民をはじめ幅広い人々とともに、新図書館を創り、育むにあたっては、市民のよりどころである部分は普遍的に守り続け、社会や環境、技術などの変化には柔軟に対応する、不易流行の姿勢で臨む。

未来に向けて、どうあるべきかを問いかけ、実践し続ける新図書館でありたい。

2 理念を実現させるための機能・サービスについて5つの指針

基本理念の実現に向けて、以下に掲げる5つの指針に基づいて、図書館運営を行っていくこととする。

(1)人と人がつながる

学校や職場、世代、国籍、障がいの有無に関わらず、幅広い人と出会うことができる機会や場は非常に少ない。図書館は、本や情報、司書を介して、人と人がつながる場になりうる。また、単に情報収集（インプット）するためではなく、自ら情報を発信して自己実現を図るため（アウトプット）の場でもある。図書館は、誰にも開かれた公共空間であり、あらゆる知が集積するからこそ、地域の新たなコミュニティの結節点としての役割を果たす。

(2)よりどころとなる

図書館は、市民が郷土を知り、わがまちを誇りに思う、一人ひとりの心のよりどころとなる。そこで得られる知識や情報は、市民の豊かな暮らしを支える基盤である。これまで図書館に馴染

みのなかった市民が、気軽に訪れるサードプレイスとなることにより、地域の隠れた魅力を知りきっかけの場となる。さらに、地域の歴史・伝統文化を未来に継承する場として、市民のよりどころとなる。

(3) 自らを育てる

図書館は、本を読む、情報を得るというインプットだけではなく、知識を得て表現したり、人々と共創したりするためのアウトプットの場である（再掲）。予期せぬ知との出会いや気づきを通して、自身の見識や価値観を広げるセレンディピティ※を誘発する。潜在的な知的好奇心に働きかける場をつくることで、一人ひとりの知りたい、学びたいという欲求が顕在化し、さらなる知の探究や自分自身の成長に寄与する。

※1 セレンディピティ：素敵な偶然に出会ったり、予想外のことを発見すること。

(4) 未来をつくる

図書館は、本市の未来をつくる創造の場にならなければならない。そのためには情報や知識を得るだけではなく、様々な価値観を知り、訪れる人々と課題を共有することが大切である。ともに考え、新しいアイデアを生み出すことができれば、チャレンジやアクションにつながる。それにより、まちの魅力創造や課題解決に貢献する原動力を生む場となる。

(5) 変化に対応する

活字・読書文化や郷土の歴史の収集・保存という図書館本来の役割をしっかりと守りながら、時代の変化に応じて求められる機能やサービスに柔軟に対応していくことが今後重要となってくる。新図書館の使い方は、多種多様な活動にフレキシブルに対応する。さらに、一日の時間軸においても多層な利用者・活動に合わせて、柔軟に対応する。

3 図書館を利用する市民の姿、それを支える図書館の在り方

「5つの指針」の観点から、利用者のライフステージ等に応じた豊富な情報へのアクセスや活動を具体的に提示し、それを実現するために図書館がどのような支援ができるかを検討する。

多様性のある別府市であるからこそ、個性に合わせた情報提供が必要である。障がいがある人も、高齢者も子どもも、外国人なども、全ての人が隔てなく豊かに生き、生活の質を上げることに役立つ場とするために、コミュニケーションにおけるバリアを取り除き、それぞれの特性に応じた機能やサービスの提供に努める。緩やかにつながりを持ちながら多様性を許容できる環境づくり、ハードもソフトも一体的にバリアフリーが整備された図書館を目指す。

(1)子どもと子育て世代

子どもの成長過程において日常的に活字に触れ、本に親しむことが非常に重要である。保護者とともに訪れて、絵本の読み聞かせなど、読書を楽しむことができる活動や空間を提供する。また、子育てに必要な情報が得られ、保護者同士で子育ての悩みを相談・意見交換ができるなど、子育て世代が安心して子どもを育てられる環境づくりを支援し、乳幼児のいる子育て世代も安心して利用できる環境をつくる。

(2)小・中学生

家庭や学校以外での新たな学びの場を提供する。

学校図書館と連携し、授業に積極的に取り入れられている問題解決的な学習や探究的な学習のための資料提供を行うことで、学校教育支援を行う。資料によって得られた情報をアウトプットしたり、議論したりする等して、主体的・対話的で深い学びを促すことで思考力を養う。また、学校や世代を超えた交流を通じて、自発的な気づきや行動を育む。現代の情報社会において、本人の関心にあつた情報を提供するだけでなく、セレンディピティ※1により思いがけない知識を得ることができ、学校の教育活動で得る学びに加えて、ワクワクする、好奇心や関心を引き出す学びができる。

また、「別府学」と連携した学習機会を提供し、地域の歴史・郷土文化を学ぶ場をつくる。

(3)高校生

インターネットやスマートフォンが普及し、高校生の活字離れ、読書離れが深刻化するなかで、本に触れる機会をつくり、探究課題を解決する場をつくる。また新図書館で得た知識をもとに仲間と議論し、探究心や様々な価値観に触れる場を提供する。

自主的な学習やグループ学習等、生涯にわたって探究する力が育まれた居場所は、地元への感謝

の気持ちとして温かい記憶に残り、将来社会人になってから地域に貢献したい、地元で仕事をしたいという、地域への愛着を醸成する。

また、多種多様な働きかたや職業の人と知り合い、交流することにより、広い視野で世界を見つめ、キャリアデザインや仕事に対するビジョンを持つきっかけになる。

(4)大学生

大学と自宅またはアルバイト先以外に立寄る場所の一つになる。ゼミ活動や卒業論文・研究等に役立つ自主的な学習や、グループで利用できる学習スペースを利用して、知識を得ながら仲間と議論し、世代の異なる市民とつながり様々な価値観を学ぶ関係を深めることができる。

また、就業、起業に向けたビジネス講座や、キャリアデザインに役立つ情報を得て、図書館を拠点とした企業や起業家とのネットワークをつなぎ、自立心やチャレンジ精神(起業家精神)を養う。

(5)社会人

本市には多種多様な産業とその従事者がいるため、それぞれの職業にあったスキルアップに役立つビジネス専門書や資格習得資料、求人情報など、豊富な情報を得る機会と場を提供する。商用データベースへのアクセスの検討に加え、起業や創業を目指す社会人や第二創業のためのワークスペース、異業種交流などのネットワーキング等、次のアクションにつながる場や機会を提供する。そして、新たな地域産業を創出する場となる。

(6)高齢者

予防医療、介護予防など健康寿命を伸ばすための場となる。また、生涯学習の場や社会活動の場としていきがいを創出し、地域貢献できる場をつくる。地域の歴史・伝統文化を後世に残す役割として、郷土資料の収集・保存活動への参画を促し、世代の異なる市民がつながり、子どもたちに郷土史を伝達・継承するナビゲート役となる。長年の人生で培ってきた知識や経験、技術を若い世代に伝え、「まちをまもる」役割を果たす。

(7)観光客

郷土資料を充実させ、観光のために別府を訪れる観光客が別府の情報を得るインフォメーションセンターとしての役割を果たす。

一方で、郷土資料の収集・保存だけでなく、それらをオープンな空間で活用することで、地域の隠れた魅力に光をあて、市民に郷土への関心を高めるサービスや知識を提供する。その結果、市民

一人ひとりが観光客に対し自ら別府の魅力を自慢でき、紹介でき、シティプロモーションができるようになる。

観光客に向けた「外向き」の観光はもとより、市民が別府の隠れた魅力や知らなかったよさに気付く「内向き」の観光という視点で、新図書館が貢献する。

(8)留学生・外国人居住者

留学生や外国人居住者が、本や活動を通じて日本の文化に触れ、別府の歴史や伝統文化に対する理解や興味を引き出す場となる。また日本人にとっては、外国人との交流を通じて多文化を受容し、異文化理解を高める場になる。外国人向けの蔵書の在り方も検討する。外国語の資料を揃えたコーナーなどを設け、それぞれの国の伝統文化などを相互理解する機会や、それぞれが抱える問題を共有し、議論する場も提供する。また、レファレンス機能（どこへ行けば欲しい情報を得られるか）を充実させ、別府市での暮らしを支援する。

(9)Uターン・Iターン等移住者

Uターンや、別府に魅力を感じるIターン等移住者を取り込み、地域で仕事や活動をするための入口となる場を目指す。また、まちの情報を提供し、地域の人と関わるコミュニティの接点を創る

別府の魅力的な人や豊かな暮らしを発信し、まちに関心をもち、共にまちを育てる関係人口や応援人口を増やす拠点になる。

第3章

新図書館等のサービス目標

1 基本理念に基づく新図書館等サービスの概要

本章では、第2章で掲げた基本理念に基づき、これを実現するための新図書館の機能とサービスの検討案を表3-1-1に示す。

別府市図書館における基本的な機能・サービスとして、運営指針に従い、選書方針に基づく資料の収集・提供、各種図書サービス（貸出／返却、レファレンスサービス、複写サービス、図書オンラインシステムの運用等）、企画展の実施、広報活動などを行っている。また、表3-1-1に示す『教育』・『健康・福祉』・『産業』・『アート』・『まちづくり』の各分野にかかわる機能・サービスも提供している。

さらに新図書館では、図書館の政策的役割を踏まえて、求められる新しい機能・サービスを検討する。既に提供されている図書サービスを強化、新しい機能・サービスを加え、新図書館の基本サービスとする。

また、オープン・プラットフォーム会議やアンケートでの意見を基に、新図書館と連携する機能・サービスを検討する。図書館機能の連携することで相乗効果を生む機能、また新図書館で提供するサービスをさらに拡充する機能を想定している。

このような連携機能については、公共が担うべき機能と、公共と民間が連携する機能、民間に委ねるべき機能など、機能の特性によって運営スキームを柔軟に検討していく必要がある。第5章で述べる新図書館の運営管理の方針、第6章で述べる事業スキーム、また今後の民間事業者や市民活動団体等へのサウンディングを踏まえて、次年度以降で具体的な導入機能を検討する。

表 3-1-1 新図書館で提供されるサービスと連携する機能・サービス

新図書館の基本サービス		
現図書館で提供されている図書サービス	新図書館における新しい機能・サービス	連携する機能・サービス
<p style="text-align: center;">教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書推進活動 ・学校連携 ・職場体験学習の受入れ ・読み聞かせ ・「絵本のとびら」（別府市立図書館乳幼児おすすめ絵本リスト）の配布 ・不登校児童生徒への図書館等活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館との連携・強化 ・子どもたちへの学習環境支援 (グループ学習室、宿題・課題支援等) ・大学図書館との連携 ・不登校児童生徒の居場所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育では担えない教育プログラム ・キャリア教育支援事業 ・チャレンジや好奇心を養い、探究するための学びの提供 ・放課後や休暇中など学校外での学びの場 ・不登校児童生徒のための学習支援
<p style="text-align: center;">医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館 	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康情報の提供促進 (健康情報の企画展、医療系書籍の充実等) ・保育園、医療・福祉施設、公民館等への情報支援活動 ・情報やコミュニケーションのバリアフリー化 ・対面読書等サービス（視覚障がい者向け） <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">+</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進のための場づくり ・子育て支援サービス（キッズスペース等）
<p style="text-align: center;">産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス支援活動 ・図書館オンラインシステム（電子図書館等）の導入検討 ・外国人（留学生・観光客等）への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・起業創業支援、経営相談 ・ワークショップスペース ・ネットワーキングやコミュニティ形成の場づくり ・チャレンジショップなどのテストマーケティングの場
<p style="text-align: center;">アート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アート活動の保存・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・創作拠点、スタジオ機能 ・ボーダレスアートの表現の場 (展示、市民ギャラリー等)
<p style="text-align: center;">まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の収集、保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料のデジタル・アーカイブ ・施設内外のイベント連携 ・市民活動団体、NPOへの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの情報収集・発信の拠点 ・観光案内 ・市民活動支援、コミュニティ形成支援 ・賑わい機能（カフェ、物販スペース等）

2 蔵書計画

時代の方向性やまちの将来像を見据えて、時代の変化に対応する蔵書構成を心がける。今後、基本理念を基に、市民のニーズや社会動向を把握し、具体的な選書基準や分野別の蔵書目標冊数などの方針を定めるものとする。蔵書数については、将来的にはデジタル化やネットワークへのアクセス強化など、時代に応じて柔軟に変化するものであるが、目安として将来的に30万冊程度収蔵可能なスペースを想定して検討する。

また、限りある書架を有効に活用し、ニーズを的確に反映させるために、資料の収集・除籍・保存の基準を定期的に見直し、適切な蔵書構成を維持する。

3 商用データベース

ビジネス支援・調べもの等に活用できるよう、有料の商用データベースの導入を検討する。

4 蔵書管理システム

ICタグシステム、自動貸出返却システム、不正持出システム等による、図書資料の効率的な管理システムを検討する。

5 郷土資料の活用・運用、デジタル・アーカイブ整備

現図書館では、一部の郷土資料や行政資料、新聞画像データシステム以外、閉架内にある郷土資料の閲覧は困難な状況にある。郷土資料や災害歴史資料は、地域の歴史を未来に生かすための貴重な資料である。過去の資料は言うまでもなく、現在のまちの情報、活動を記録するアーカイブ機能は、未来に向けて非常に重要な機能である。また、郷土資料の収集にとどまらず、市民と協働して活用・運用することによって、市民自らが別府のいいところを知り、愛着醸成やまちの担い手育成にもつなげることが期待できる。今後は、郷土資料を誰もが見やすく利用しやすい、郷土資料の収集・活用の仕組みについてデジタルアーカイブ化も含めて検討する。

6 市民の知的活動等によって生まれる資料

本市における市民活動、創造活動、まちづくりの系譜等を本市の知の記録・資源として保存・活用する。現在のまちの様子や行事、市民芸術活動、竹細工などの伝統工芸、別府学や郷土史、温泉に関するデータや資料などを、紙媒体だけでなく、写真や映像、音声などデジタル資料として残す方法を検討する。また、温泉に関するデータ、資料などを収集・活用する温泉博物館的な役割を検

討する。また、図書館以外でもインターネット等を通じて世界中の人がアクセスできるようウェブサイト公開するなど、多角的な情報発信手段を検討する。

7 年間来館者数

新図書館は、これまでの図書館の基本的な機能・サービスに加え、『教育』・『健康・福祉』・『産業』・『アート』・『まちづくり』に貢献する地域の創造拠点として、また、市民が憩い、安らぎ、暮らしを楽しむサードプレイスとしての公共空間として、市民はもちろん、市外利用者、留学生や観光客など、多様な人々が来館する施設を目指す。一定の目標値は、来年度以降の運営管理計画において定めるが、平成30年度時点の14.3万人から年間50万人を目指す。

8 全域サービス

市民が図書館サービスを利用できるように、新図書館から離れた公共施設、公民館、医療・福祉施設などを活用した図書館ネットワークを構築する。図書館に来ることが困難な高齢者や遠方居住者、障がい者などに対する情報へのアクセス性の向上を図る。また厳しい財政状況のなかで、新たに分館を整備するという発想だけではなく、持続可能なサービスや仕組みの構築に努める。移動図書館やマイクロライブラリー、公民館など地域コミュニティの核となる場所に配本する仕組みなど、来年度以降の運営管理計画で検討を進める。

第4章

新図書館等の整備計画

1 建設予定地

(1)建設予定地

市役所西側の別府公園文化ゾーンを建設予定地とする（図 4-1-1）。別府公園は昭和天皇御在位五十年記念公園で、平成 18 年には、日本の歴史公園 100 選に選ばれ、樹齢 100 年を超える松が生き続ける歴史ある都市公園である。建設予定地は別府公園の一部であり、現在は別府公園北駐車場と松林で構成され、その松林は公園臨時駐車場として利用されている。

(2)法的条件

新図書館の設計にあたっては、関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守する。なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定することとする。

ア 適用法令

- ・ 図書館法（昭和25年法律第118号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- ・ 景観法（平成16年法律第110号）

- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
 - ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）
- その他本業務に必要な関連法令等

イ 適用条例等

- ・ 大分県建築基準法施行条例（昭和46年大分県条例第27号）
 - ・ 大分県福祉のまちづくり条例（平成7年大分県条例第7号）
 - ・ 別府市建築基準法施行細則（平成9年規則第4号）
 - ・ 別府市景観条例
 - ・ 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年別府市条例第32号）
 - ・ 別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第40号）
 - ・ 別府市環境保全条例（昭和49年条例第51号）
- その他本業務に必要な関係条例等

(3)建設予定地の特性と周辺施設との連携

建設予定地の特性について(図4-1-2)、本敷地は別府市役所に隣接する本市の中心部に位置し、周辺施設にビーコンプラザ、しいきアルゲリッチハウス、別府市美術館など文化施設が集積し、国登録有形文化財である京都大学理学部研究施設、小・中学校、高校等の教育施設があり、周辺施設との連携、相乗効果が大いに期待できる立地である。文化や教育の情報を受発信するエリアの拠点として、地域の価値を向上させるエリアマネジメントに適した環境である。

また、別府公園の一部として自然環境との調和による景観づくり、パブリックとプライベートが緩やかにつながるサードプレイスとしての環境づくりが可能である。周辺住宅地に広がる地域のネットワーク、別府公園につながる緑のネットワーク、安全性と回遊性を確保した歩行者のネットワーク等を形成することで、まちの多様性や魅力を凝縮させる新たな価値創造のシンボルとなり得る。

以上の立地特性による効果を最大限発揮し、本市における今後の都市戦略を象徴する施設整備を行うものとする。

(4)利用者の動線計画

- ア バス停からのアクセスや、別府公園散策路、学生の通学路、市役所との連携など、現状の市民動線を配慮し、利用者にとって分かりやすく効率のよい動線計画を立案するとともに、誰もが気軽に立ち寄れる利用者動線に配慮する。
- イ ビーコンプラザ、美術館、アルゲリッチハウスなど、周辺施設との連携性により、回遊性の高い動線計画を立て、主目的の施設以外にも立ち寄りやすい仕組みを創る。
- ウ 幅広い利用者を想定し、動線上には子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もがわかりやすいサイン計画を施す。
- エ 表／裏動線が錯綜しないようわかりやすく計画し、徒歩、自転車、自家用車、バス等による利用者、職員、業者等が容易に、安全にアクセスできる動線とする。
- オ バスやタクシー等の公共交通の利用を促進するため、交通事業者との連携を強化する。
- カ 公共交通機関のターミナル駅からのアクセスを検討する。
- キ 自家用車によるアクセスを考慮し、駐車場配置は、渋滞等の発生を防止するよう、効率性、安全性、利便性に配慮する。
- ク 施設内への動線は、徒歩・自転車利用者と自家用車の動線が交差しないように計画する。
- ケ 雨に濡れずに物品等の搬入ができるような搬入口を計画する。業者等の動線が利用者動線と交差せず、事務室やバックヤードと行き来できるよう配慮する。必要に応じて職員・業者用に入退館管理システムを導入した出入口を設ける。

図 4-1-2 敷地の特性と周辺環境



○創造的な知の拠点

新図書館が周囲に点在する文化施設や研究施設、大学とネットワークを形成し、知の拠点となることを目指します。

○別府のシンボル景観拠点

既存の周辺環境を尊重し、複数の公共建築と別府公園が形成している別府のシンボリックな景観を共につくる役割を果たします。また、現状の緑豊かな景観も引き継ぎます。

○別府の情報発信拠点

複数の文化施設、教育施設及び公共施設等が集まっており、国内外との交流やふれあいの拠点、多様な情報を受け入れ、別府の情報を発信する拠点となることを目指します。

○地域のネットワーク

周辺には住宅地が広がっており、地域の方々が主体的に活動できる場や幅広い年代が気軽に関わることのできる場を計画します。

○緑のネットワーク

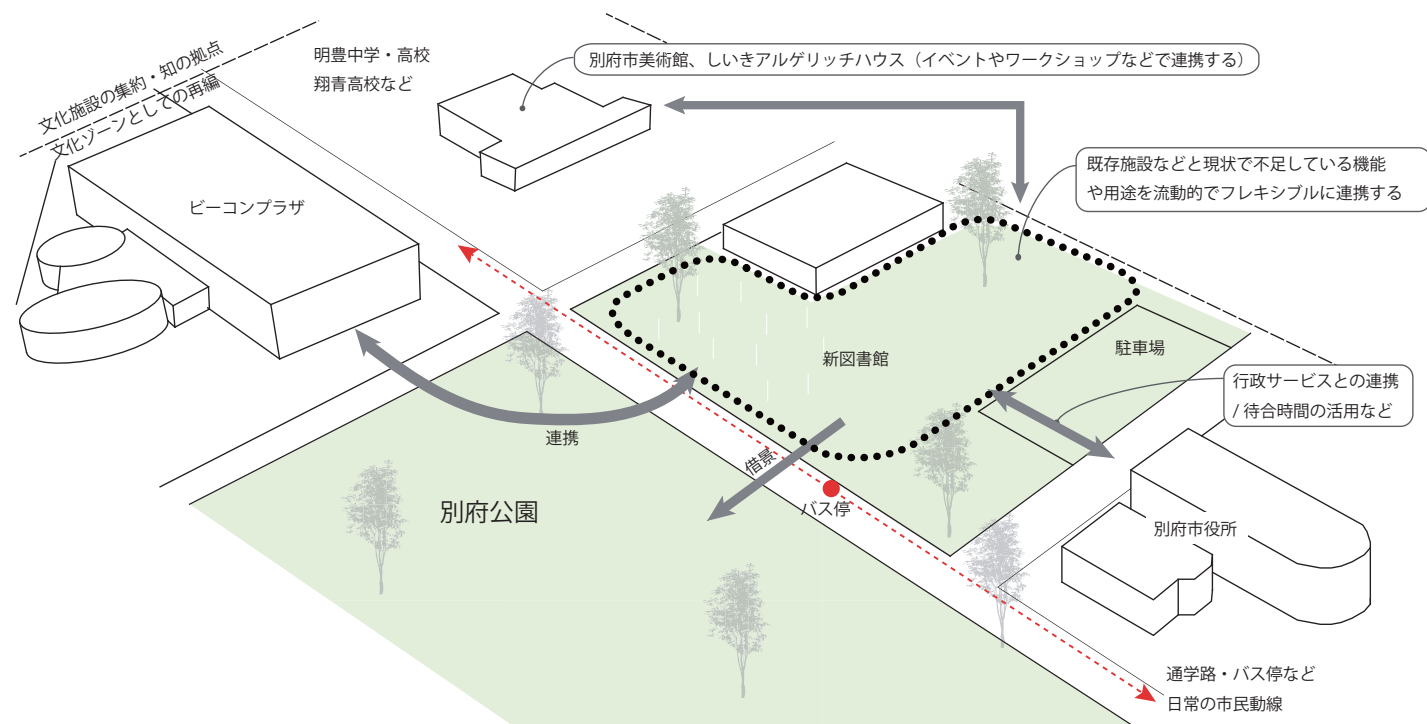
別府アリーナ-別府公園-野口原総合運動場-実相寺中央公園へと続く緑のネットワークの中心に位置しているので、可能な限り既存の樹木と緑地を保全します。

○歩行者ネットワーク

既存の歩行者ネットワークに、安全性確保を最優先にバリアフリーにも配慮した歩行空間を加え、歩行者の回遊性と利便性を向上させます。

隣接する別府の資産とネットワークをつくることのできる新図書館の立地的条件

- ・ビーコンプラザとの連携
- ・別府市立美術館やしいきアルゲリッチハウスとの連携
- ・別府市役所との連携
- ・別府公園との連携



2 建設規模と構造

(1) 建物構造

建物の構造を検討するうえで、特に以下の点に配慮した計画を行う。

- ア 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に準じた計画を行う。
- イ 日本有数の森林を抱える林業県において、県産材を積極的に活用する。
- ウ 維持管理におけるメンテナンスのしやすさ、ランニングコストの縮減、省エネルギー化、環境負荷の少ない資機材の使用等、環境共生型の施設計画とする。
- エ 室内の快適性を保ち、自然通風、採光を生かしたパッシブデザイン※¹に配慮する。
- オ 別府公園の歴史を尊重し、景観に配慮した、自然と調和する施設計画とする。
- カ 災害時の避難所としての利用を想定した構造安全性を有するものとする。また、主要構造部以外の天井材や壁材、書架など非構造部材の安全性にも十分配慮する。

※¹ パッシブデザイン：エアコンなどの機械設備をできるだけ使わず、太陽光、熱、風といった「自然エネルギー」を最大限に活用・調節して、快適な環境づくりを行う設計思想・設計手法。

(2) 建設規模

新図書館の延床面積は、現図書館（図書館部分 1,353.23 m²）よりも約3.8倍の約5,150m²を想定する。また、将来的に約30万冊程度収蔵可能な規模とする。

(3) 建設費

近年の類似施設の建設事例を参考に、図書館建設予算を算定する。

表 4-2-1 より、建設費の平均坪単価は約 164.5 万円となっており、今後も建設費の高騰が予想される。総事業費の概算内訳を表 4-2-2 に示すが、建設費は約 25.6 億円、図書購入費や什器備品費等で約 10 億円を見込む。

表 4-2-1 近年の類似施設の規模及び建設費

	施設名	竣工時期	主構造	延床面積 (㎡)	(坪)	建設費(千円) ※税込	坪単価 (千円)
1	守山市立図書館	2018.11	鉄骨造/地上2階	4,168	1,261	¥2,233,757	¥1,772
2	武雄市こども図書館	2017.01	鉄骨造/地上2階	691	209	¥387,500	¥1,854
3	竹田市立図書館	2017.03	RC造・鉄骨造/地上2階	1,577	477	¥749,520	¥1,571
4	東川町複合交流施設	2018.03	RC造・鉄骨造/地上1階	2,458	744	¥1,178,343	¥1,585
5	ふみの森 もてぎ	2016.03	RC造一部木造/地上2階	2,977	901	¥1,369,580	¥1,521
6	那須塩原市図書館「みるる」	2020.01	鉄骨造一部RC造/地上2階	4,965	1,502	¥2,360,000	¥1,571
平均値							¥1,645.60

表 4-2-2 別府市新図書館 建設費概算内訳

建物	延床面積	5,150	㎡
		1,558	坪
	建設費坪単価	1,645	千円
	計	2,562,704	千円
什器・備品		1,000,000	千円
総事業費		3,562,704	千円

※ 設計監理費・運営計画策定費・図書館オンラインシステム構築費等は含まれていない。

3 施設整備の基本方針

(1) 建物整備における基本方針

ア すべての人の利用に配慮した施設づくり

- (ア) すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設とし、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成 25 年別府市条例第 32 号）」（通称：「ともに生きる条例」）を踏まえた計画を行う。
- (イ) 高齢者、障がい者、妊婦等、利用者も職員も誰もが利用しやすい空間の実現に努める。
- (ウ) だれもがわかりやすい動線計画、機能配置、サイン計画を行う。
- (エ) 電源・無線LANなどを整備し、パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど情報通信機器の利用に配慮した施設とする。
- (オ) 館内のサインや案内表示、POP等は多言語対応できるものとする。
- (カ) 職員がサービスを提供しやすく、機能的な事務室やバックヤードの配置計画を行う。

イ 安全・安心に配慮した施設づくり

- (ア) 地震等の自然災害時に地域の避難所となり、職員の災害対応や、災害対策本部を補完する施設とする。
- (イ) 災害時に速やかに避難可能な動線計画と誘導設備に配慮する。また、聴覚・視覚障がい者等が確実に情報を取得できるよう情報伝達手段を整備する。
- (ウ) できる限り人の目が届くようにし、必要に応じたセキュリティ対策を行い、利用者の安全性を確保する。
- (エ) 施設内外で想定される犯罪や個人情報漏洩などのリスクを想定した防犯対策を行い、リスクを未然に防ぐと共に、万が一リスクが発生した場合には、適切に対応できる体制を構築する。
- (オ) IDカード等により、利用者と職員など種別に応じて立ち入り可能なエリアを管理する。
- (カ) 街路からも施設内の様子を伺うことができ、賑わいが周辺環境にもにじみ出るよう、視認性、開放性の高い施設計画とする。

ウ 環境に配慮した施設づくり

(ア) 建物環境

- ・ 構造体の耐久性と劣化防止に配慮する。
- ・ 内外装材や設備について、メンテナンスが容易にできる資機材やモジュールを用いる等、経済的合理性を考慮し、使用材料、物品等を選定する。
- ・ 雨漏り、浸水、漏水等に速やかに補修対策が講じ得る計画を行う。

- ・断熱性、気密性に配慮し、室内温熱環境を一定に保ちやすい環境計画を行う。
- ・書架やその他什器は、追加、入れ替え、配置換えが容易に行えるようフレキシビリティに配慮する。
- ・手入れが簡単で、経年劣化を受けにくい施設とする。

(イ) 設備環境

- ・空調・照明等の設備を集中管理、個別調整できる制御システムの導入を検討する。
- ・省エネルギー機器など、環境配慮型の設備の導入を検討する。
- ・各室の用途や規模に応じた空調、照明計画を行う。
- ・太陽光や温泉熱源など、再生可能エネルギーの導入を検討する。

(ウ) 室内環境

- ・LED照明、個別照明、センサーによる自動照明等、可能な限りランニングコストを抑える環境配慮型の設備導入を行う。また、取り替えが容易に行えるようにする。
- ・間接照明や手元灯、自然採光等を組み合わせ、快適な明るさが得られるように計画する。
- ・館内で空気の滞留が発生しないよう適切な換気計画を行う。
- ・外部からの騒音（車両騒音、通行音など）に対し、館内では一定の静寂を保てるよう遮音性を確保する。
- ・諸室機能や用途により、必要に応じて各室に遮音対策を講じる。
- ・日本有数の森林を抱える林業県であること、図書館という癒やしの空間、市民のサードプレイスというコンセプトを踏まえ、経済的合理性に配慮しつつ、内装材への木材利用を検討する。
- ・「別府市公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」により、建築資材、工作物等に「県産材」を用いることを検討する。使用にあたっては、県産材の供給量や建設コストとのバランスを考慮する。

エ 図書資料の保全

- ・自然採光を積極的に取り入れつつ、図書資料を健全に維持するため、直射日光や紫外線があたらないよう、書架配置等を工夫する。
- ・漏水、浸水により図書資料に汚損が生じない計画を行う。
- ・火災発生における図書資料の焼失等を最小限に抑える構造及び設備計画を行う。
- ・災害時の書架の横転・横滑り・変形などを防止する耐震性の高い書架を設置する。また、資料の落下防止策を講じる。

(2) 駐車場・駐輪場整備における基本方針

ア 駐車場

大分都市圏総合都市交通計画（H27.9）によると、利用されている交通手段の約7割が自動車利用であることから、来館者の自動車利用率を70%とした。また、図書館の営業時間を12時間とした場合、1時間あたりの来館者の割合は8.3%となる。図書館での滞在時間が平均1時間程度であることを考慮すると、平均来場者の2倍程度である18%をピーク時の来館者数とした。

自動車保有率が高い本市において、自家用車での利用が多いと想定されることから、適切な駐車場規模を確保する。

以下の計算式（表4-3-1）より、図書館利用者の必要駐車場台数は225台と算出される。建設予定地は現状、周辺文化施設の臨時駐車場としても活用されているため、別府公園周辺に点在する公共施設の駐車場（表4-3-2）を含む総合的な駐車台数を加味し、エリア全体で駐車利用に支障をきたさないよう計画する。

表 4-3-1 適切な駐車場・駐輪場台数

来館者数	A	年間目標来館者数	500,000	人	
	B	開館日数	280	日	
	C	平均来館者	1,786	人/日	A/B
	D	平日・休日の比率	平日1:休日1.5		
	E	平日平均来館者数	1,786	人/日	
	F	休日平均来館者数	2,679	人/日	
	G	ピーク時の集中率	18	%	
	H	ピーク時の来館者数（平日）	321		E*G
	I	ピーク時の来館者数（休日）	482		F*G
駐車場	J	来館者の自動車利用率	70	%	
	K	同乗者数	1.5	人	
	L	必要駐車台数（日曜ピーク時）	225		I*J/K
駐輪場	M	来館者の自転車利用率	15	%	
	N	必要駐輪台数（日曜ピーク時）	73		I*M

4 機能配置の基本方針

公園の中に建つ図書館ということに配慮し、周囲の景観と調和し、緑や眺望を活かした配置計画を行う。周辺の公共施設、文化施設等との相乗効果を生む新たな拠点として、施設内に閉じ籠もるのではなく、緑豊かな公園と一体化した空間づくり、開かれた図書館であることを感じ取れる配置計画とする。また、公園に賑わいがにじみ出していくような、空間の見せ方、使い方を検討する。本来公園が持つ公共性を尊重し、プライベート空間とパブリック空間の中間領域をつなぐサードプレイスとしての空間づくりを検討する。

また、利用者の安全性を確保するため、歩車分離を徹底する。

(1) 機能配置の基本フレーム

別府市が抱える課題を解決する、また、別府市の強みを生かし伸ばしていく図書館における機能・サービスについて検討する。図書館の核となる資料の収集提供・アーカイブ機能は建物の中心にしっかりと存在しながらも、時代の変化に合わせ「育む場」「学びの場」「交流の場」といった機能も取り込む(図 4-4-1)。そして、それらの機能がゆるやかにつながる1つの大きな「サードプレイス」として、居心地のよい空間づくりを心がける。それぞれの機能は相乗効果を生み、市民のよりどころとなる空間を想定している。市民生活の基盤となる図書館機能をしっかりとつくり、単に機能が融合された施設とならないように、それぞれの機能の関係性、親和性に配慮する。

図 4-4-1 新図書館機能のダイアグラム



ア 育む場

図書館を、本を読むための施設ではなく、市民の夢や自己実現の達成を支える場となる。新しい人との出会いやネットワークを育み、様々な活動をサポートし、子どもたちの教育から生涯を通じた自身の成長へとつなげるためには、子育て支援、医療・福祉施設との連携など、図書館機能を越えた連携、サービスとの融合が必要となる。

イ 学びの場

子どもたちをはじめ、市民、起業家、ベンチャー企業などの成長をサポートする。図書館に集まる様々な人や知識をネットワークし、学び、成長できる場をつくる。また、特定の何かを学ぼうとすることだけではなく、偶発的なことに触れて知るきっかけをつくり、本や人との出会いを通じて、様々な可能性を誘発（セレンディピティ）させる。これまで興味がなかった知識との偶然の出会い、さまざまな人や活動に出会う場とする。

ウ 交流の場

また行きたいと思わせるリピーター、ファンを増やす場をつくる。本だけでなく様々な人の知恵が集まる場とする。幅広い人が関わるためには、多種多様な関心を引き出す入口が必要である。周辺の公共施設での活動と連携しながら、本をきっかけに、幅広い人たちが関わる接点やしかけをつくる。世代を超えた人々とのネットワーク、コミュニティを育んでいく交流の場である。

エ サードプレイス

市民生活のよりどころとなる、心地の良い公園のような余白の空間をつくる。目的がなくとも時間潰しができ、そこから想像しなかった出会いや発見があったり、時間帯によって利用者や活動内容が変化したりするなど、フレキシブルで様々な活動を下支えできる空間とする。

(2)各部門の機能・サービス

各部門の計画にあたって、新図書館に最低限必要と思われる基本的な諸室構成・面積を以下に示すとともに一覧表（表4-4-2）にまとめた。基本・実施設計においては各室について配慮すべき項目や付属設備について更なる検討が必要である。

ア 利用者のためのゾーン

(ア) 図書サービスエリア

図書サービスエリアには、以下のスペースを設ける。会話や活動が伴う市民交流の場や、静かに読書・研究する場など、利用シーンに応じて様々な利用に対応できるよう、多様な空間づくりに配慮する。

<開架エリア>

開架スペース、新聞・雑誌コーナー、視聴覚コーナー、地域・郷土資料コーナー、大活字本・点字・録音図書コーナー、スタディールーム（サイレントルーム）、レファレンスカウンター（調査相談）、サービスカウンター（案内、貸出、相談）等

- ・ **開架スペース（一般図書、ヤングアダルト、行政・議会資料 等）**

最大15万冊配架可能なスペースを確保する。

書架の間隔は車椅子やベビーカー、ブックトラックがすれ違い通行できる通路スペースを確保し、書架の高さは、館内の見通しと収蔵冊数確保の双方に配慮し、低い書架と高い書架をバランスよく配置する。

- ・ **雑誌・新聞コーナー**

新聞、雑誌が配架できる書棚を備え、明るくゆとりあるスペースを検討する。

- ・ **視聴覚コーナー**

CDやDVDなどのAV資料を配架する。視聴機器等について、将来的なサービスの変更に柔軟に対応できるよう検討する。

- ・ **地域・郷土資料コーナー**

郷土の歴史や風土を知ることができるよう、利用者が気軽に目に触れられ、地域の魅力が発信できる開架や郷土資料、行政資料を展示する。

- ・ **大活字本・点字・録音図書コーナー**

活字による情報収集が困難な方のための読書を支援する。近傍に遮音機能を有する対面読書スペースを設ける。

- ・ **スタディールーム（サイレントルーム）**
静かに調査・研究や読書をするための空間を設ける。
- ・ **レファレンスカウンター（調査支援・相談・データベース PC）**
資料の所蔵調査や、研究に使う文献探し、日々の疑問や地域に関する調査など、図書館サービスの中核を担う相談窓口を設ける。
- ・ **サービスカウンター（案内、貸出、相談）**
本の貸出返却、館内案内、資料検索等を行う窓口に、館内検索システム、自動貸出機など利用者に応じた設備を設ける。

<乳幼児・児童エリア>

子どもたちが楽しく本に触れるきっかけをつくり、親子でコミュニケーションがとりやすい環境づくりを行う。また、同伴する保護者に向けた子育てに役立つ本や雑誌等、書架配置にも配慮する。

児童書架（高学年）、児童書架（幼児・低学年）、大型絵本・布絵本・紙芝居コーナー、閲覧スペース、読み聞かせ等が可能な乳幼児スペース、授乳室、オムツ替え室、子どもトイレ 等

- ・ **児童書架（高学年）**
小学校高学年用の本や調べ学習に関する資料を配置する。発達段階に応じた読書活動を支援し、また主体的な学びに必要な情報活用力を養う。
- ・ **児童書架（幼児・低学年）、大型絵本・布絵本・紙芝居コーナー**
幼児の読み聞かせ用の本や大型絵本、布絵本、紙芝居、低学年向けの本を配置する。本の魅力を感じ取ったり、家族や子ども同士で安心して本を読み合ったりすることができるよう、音環境に配慮する。
- ・ **読み聞かせ等が可能な乳幼児スペース**
おはなし会や読み聞かせ、プレイルームなど、集まって読書の楽しさを子どもたちに教えるスペースを設ける。
- ・ **授乳室、オムツ替え室、子どもトイレ**
一般用トイレとは別に、乳幼児・児童エリアに近接して設ける。

<ティーンズエリア>

中高生を対象にしたティーンズ書庫や交流スペース、グループ学習室等を配置する。

- ・ **ティーンズ書架**
10代向けの本を配置する。学習に必要な本以外にも、漫画やライトノベル、職業関連本等、中高生が興味を持つ本を配置することで、読書への興味・関心のきっかけづくりを行う。
- ・ **交流スペース**
中高生の居場所となる会話などが可能なスペースを設ける。
- ・ **グループ学習室**
中高生がグループで勉強会やグループワーク、議論ができる個室を設ける。

イ 共用エリア

利用者同士が交流を図ることのできる共用エリアを配置する。図書館機能とは分断せず、ゆるやかにつながるよう、配架との親和性や利用シーンに配慮する。

<集会エリア>

市民活動を支援するための機能を想定する。

(例) オープンプラットフォームエリア (多目的スペース)、市民ギャラリー、貸しスペース等

<創作エリア>

市民やアーティストが創作活動をするための空間を想定する。

(例) 創作スペース、ワークショップスペース等

<連携機能>

図書館機能と連携することで相乗効果を高める空間を想定する。

(例) 子育て支援施設 (キッズスペース等)、まちの情報収集・発信の拠点、観光案内、コワーキングスペース、カフェ、物販スペース等

ウ 管理運営のためのゾーン

(ア) 管理のためのゾーン

- ・ 事務室、蔵書の修繕作業室
- ・ ボランティアルーム
- ・ 更衣室、休憩室
- ・ 搬入動線、バックヤード
- ・ 移動図書館車庫、本の積み下ろし・保管ができる倉庫

(イ) 保存のためのゾーン

- ・約15万冊収蔵可能な閉架書庫、それに伴う作業室
- ・郷土資料保存室

エ 外構

- ・別府公園から連続する公園散策路
- ・エントランス広場
- ・イベント広場
- ・オープンテラス
- ・駐車場、駐輪場 等

表 4-4-2 諸室リスト

ゾーン	利用者のためのゾーン		
機能	図書サービス機能		
機能の説明	以下のスペースを設け、利用シーンに応じて、会話や活動が伴う市民交流の場や、静かに読書・研究する場など、交流のできる空間と静かな空間との区別をつけ、様々な利用に対応できるように多様な空間づくりに配慮する。		
エリア	エリアの説明	コーナースペース (例)	コーナースペースの説明
開架エリア	開架スペース、新聞・雑誌コーナー、視聴覚コーナー、地域・郷土資料コーナー、大活字本・点字・録音図書コーナー、スタディールーム（サイレントルーム）、レファレンスカウンター（調査相談）、サービスカウンター（案内、貸出、相談）等	開架スペース	最大 15 万冊配架可能なスペースを確保する。書架の間隔は車椅子やベビーカー、ブックトラックがすれ違い通行できる通路スペースを確保し、書架の高さは、館内の見通しと収蔵冊数確保の双方に配慮し、低い書架と高い書架をバランスよく配置する。
		新聞・雑誌コーナー	新聞、雑誌が配架できる書棚を備え、明るくゆとりあるスペースを検討する。
		視聴覚コーナー	CD や DVD などの AV 資料を配架する。視聴機器等について、将来的なサービスの変更に柔軟に対応できるよう検討する。
		地域・郷土資料コーナー	郷土の歴史や風土を知ることができるよう、利用者が気軽に目に触れられ、地域の魅力が発信できる開架や郷土資料や行政資料を展示する。
		大活字本・点字・録音図書コーナー	活字による情報収集が困難な方のための読書を支援する。近傍に対面読書スペースを設ける。
		スタディールーム（サイレントルーム）	静かに調査・研究や読書をするための空間を設ける。
		レファレンスカウンタ	資料の所蔵調査や、研究に使う文

		ー（調査支援・相談・データベース PC）	献探し、日々の疑問や地域に関する調査など、図書館サービスの中核を担う相談窓口を設ける。	
		サービスカウンター （案内、貸出、相談）	本の貸出返却、館内案内、資料検索等を行う窓口に、館内検索システム、自動貸出機など利用者に応じた設備を設ける。	
乳幼児・児童エリア	子どもたちが楽しく本に触れるきっかけをつくり、親子でコミュニケーションがとりやすい環境づくりを行う。また、同伴する保護者に向けた子育てに役立つ本や雑誌等、書架配置にも配慮する。	児童書架（高学年）	小学校高学年用の本や調べ学習に関する資料を配置する。発達段階に応じた読書活動を支援し、また主体的な学びに必要な情報活用力を養う。	
		児童書架（幼児・低学年）、大型絵本・布絵本・紙芝居コーナー	幼児の読み聞かせ用の本や大型絵本、布絵本、紙芝居、低学年向けの本を配置する。本の魅力を感じ取ったり、家族や子ども同士で安心して本を読み合ったりすることができるよう、音環境に配慮する。	
		児童書架（高学年）、児童書架（幼児・低学年）、大型絵本・布絵本・紙芝居コーナー、閲覧スペース、読み聞かせ等が可能な乳幼児スペース	読み聞かせ等が可能な乳幼児スペース	おはなし会や読み聞かせ、プレイルームなど、集まって読書の楽しさを子どもたちに教えるスペースを設ける。
		児童書架（高学年）、児童書架（幼児・低学年）、大型絵本・布絵本・紙芝居コーナー、閲覧スペース、読み聞かせ等が可能な乳幼児スペース、授乳室、オムツ替え室、子どもトイレ 等	授乳室、オムツ替え室、子どもトイレ	一般用トイレとは別に、乳幼児・児童エリアに近接して設ける。
ティーンズエリア	中高生を対象にしたティーンズ書庫や交流スペース、グループ学習室等を配置する。	ティーンズ書庫	10代向けの本を配置する。学習に必要な本以外にも、漫画やライトノベル、職業関連本等、中高生が興味を持つ本を配置することで、読書への興味・関心のきっかけづくりを行う。	

		交流スペース	中高生の居場所となる会話などが可能なスペースを設ける。
		グループ学習室	中高生がグループで勉強会やグループワーク、議論ができる個室を設ける。
機能	共用機能		
機能の説明	利用者同士が交流を図ることのできる共用エリアを配置する。図書館機能とは分断せず、ゆるやかにつながるよう、配架との親和性や利用シーンや活動に配慮する。		
エリア	エリアの説明	コーナースペース (例)	コーナー・スペースの説明
集会エリア	市民活動を支援するための機能を想定する。	オープンプラットフォームエリア (多目的スペース)	時間軸により、フレキシブルに変わる空間。
		市民ギャラリー	
		貸しスペース	
		その他	
創作エリア	市民やアーティストが創作活動をするための空間を想定する。	創作スペース	
		ワークショップスペース	
		その他	
連携機能エリア	図書館機能と連携することで相乗効果を高める空間を想定する。	子育て支援 (キッズスペースなど)	
		まちの情報収集・発信の拠点	
		観光案内	
		コワーキングスペース	
		カフェ	
		物販スペース	
		その他	

ゾーン	管理運営のためのゾーン		
機能	管理運営機能		
機能説明	施設や設備の管理、図書の購入、職員の研修や休養などが行いやすい空間づくりに配慮する。		
エリア	エリアの説明	コーナースペース（例）	コーナー・スペースの説明
管理運営機能	施設全体を管理しやすい場所に位置し、職員の労働環境としての居住性を考慮する。施設の維持管理や運営に必要な備品や機材を収納する。	図書館事務室、蔵書修繕作業室	
		ボランティアルーム	
		更衣室、休憩室	
		搬入動線、バックヤード	
ネットワーク機能	全域サービスに必要な車両を保管し、必要な作業を行う。	移動図書館車の車庫、本の積み下ろし・保管ができる倉庫	
機能	保存機能		
機能説明	図書や資料の保存		
保存エリア	保存資料を確実に保管する	約 15 万冊収蔵可能な閉架書庫、それに伴う作業室	
		郷土資料保存室	
ゾーン	外構		
公園散策路	既存の公園環境を尊重し、公園内歩道やベンチなどを配置し、公園広場と一体的に活用でき、別府公園と連続するように敷地全体を計画する。		
エントランス広場	だれもがわかりやすい動線計画、機能配置、サイン計画を行う。		
イベント広場	既存の公園環境を尊重し、イベントや周辺施設と連携する広場を設ける。 (例) エントランス広場、イベント広場、芝生広場など		
オープンテラス	屋内のカフェや談話スペースと連続する外部空間を設ける。		
駐車場・駐輪場	歩行者の安全性に配慮した計画とし駐車台数は 225 台程度とし、駐輪台数は 75 台程度とする。		

5 ゾーニングの基本方針

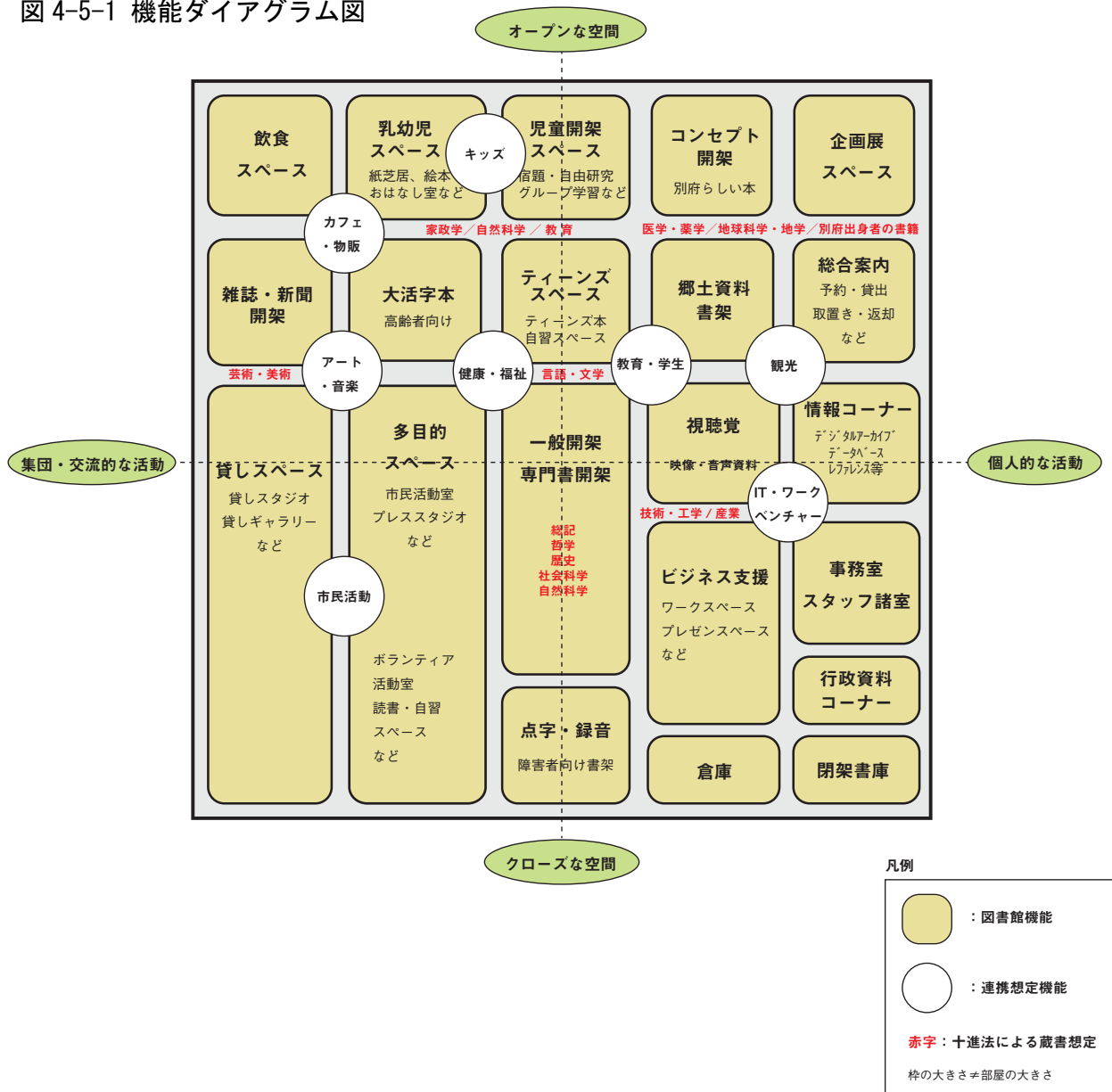
(1) 諸室・機能のゾーニング

各諸室、諸機能の部門のゾーニングを以下のダイアグラムに示す（図 4-5-1）。

縦軸は空間の特性、横軸は行動の傾向を示し、それぞれの特性や傾向に応じた配架や機能配置を検討する。

図書サービスエリアと共用エリアはゆるやかにつながり、施設全体が一体感のある構成とする。また、別府公園とのつながり、周辺公共施設からのアクセスや連携性を意識した機能配置を検討する。音・照明環境、空間の雰囲気等、ゾーニングや空間デザインによってコントロールし、利用者が利用シーンや気分に応じて居場所を選択できるように、多様な空間を提供する。

図 4-5-1 機能ダイアグラム図



(2)配架計画

配架計画は、今後設置する選書検討委員会（仮称）による選書・蔵書方針に基づき、利用者ニーズを踏まえ総合的に検討する。利用者が目的の本を探しやすく、予期しない本と出会いやすいようにする。利用者が潜在的に求める情報へのアクセシビリティ等、NDC（日本十進分類法）にこだわらない利用者目線の配架構成を検討するとともに、平置き、表紙置きがしやすい書架、企画展などが目に付きやすいよう配置を工夫する。

6 美術館機能について

美術館やアートの在り方も時代に応じて変化しており、彫刻や絵画という美術作品（ファインアート）にこだわらず、アーティスト活動そのものが、アートとして定義されるようになってきている。とりわけ、本市はまちなかや生活に溶け込む市民芸術としてのアート活動が先進的に行われており、その蓄積によりまちのいたるところがアートの舞台や実験場となっていることが特徴である。

また、医療・福祉施設が多い本市では、アートを医療や福祉といった分野でも活用しており、言語を超えたコミュニケーションツールとして相互理解のためのアート活動や、介護予防・機能回復のためのアート活動、障がいを持つ人たちのアート活動等、障がい者アートの先進地となり得る事例がすでにある。

その担い手であるアーティストや市民の活動基盤を支え、知の創造拠点である図書館機能と融合させ、芸術文化の創造拠点を形成することが、本市の目指す美術館機能である。

現美術館は従来の常設展や市民展示スペースを設けているが、新図書館では文化・芸術活動や市民活動、チャレンジングな表現を研究するラボのような創造の場とすることで、現美術館との役割分担を明確にする。

7 空間イメージ



別府公園とつながる新図書館



図書空間と連携機能が一体的につながり、賑わいを生む（例 カフェ機能）



本の知識をもとに、様々なトライアルやイベントが可能な連携機能



時間帯に応じて利用者や使い方が異なるフレキシブルな空間

第5章

管理・運営の基本方針

1 管理運営の基本方針

本章は、第3章で掲げた新図書館の機能・サービスを実現する上での管理運営の基本方針について示す。

(1) 機能・サービスを担う主体と役割分担

ア 公共と民間のかかわり方

現在の図書館は、市内の様々な情報や知識を収集・蓄積してきており、貴重な知の拠点として市民に情報発信してきた。新図書館においても、公立図書館として求められる政策形成の拠点という役割を一貫して果たすために、市が責任をもって関与していくことが求められる。

また新図書館は、『教育』・『健康・福祉』・『産業』・『アート』・『まちづくり』に貢献する地域の創造拠点として、また市民が憩い、安らぎ、暮らしを楽しむサードプレイスとしての新たな役割も期待されており、幅広い主体の参画を前提とした新しい管理運営の在り方が重要となる。

そこで、市が主体的に関与すべき図書館のコア部門である「図書サービス部門」と、幅広い主体を巻き込みながら図書館利用者の利便性を向上するサービスを行う「連携機能部門」に分類し、行政と民間が得意な分野をいかにしながら、相乗効果を生み出す公民連携による管理運営を目指すものとする。

イ 行政が主体となる図書サービス部門

図書館サービス部門については、市の政策に沿った適切な運営や、調査研究の継続性・一貫性が重要であり、市が主体的に運営する。

また、これまで市民による図書館ボランティア活動が行われてきたが、新図書館のコンセプトを踏まえ、市民自らが企画・運営する図書イベントなど、市民による積極的な図書館運営への参加を勧める。

他方、窓口対応や建物維持管理、システムメンテナンスなど、市が行う図書館コア業務のサポート役として民間企業と連携することで、施設運営の効率化を図る。

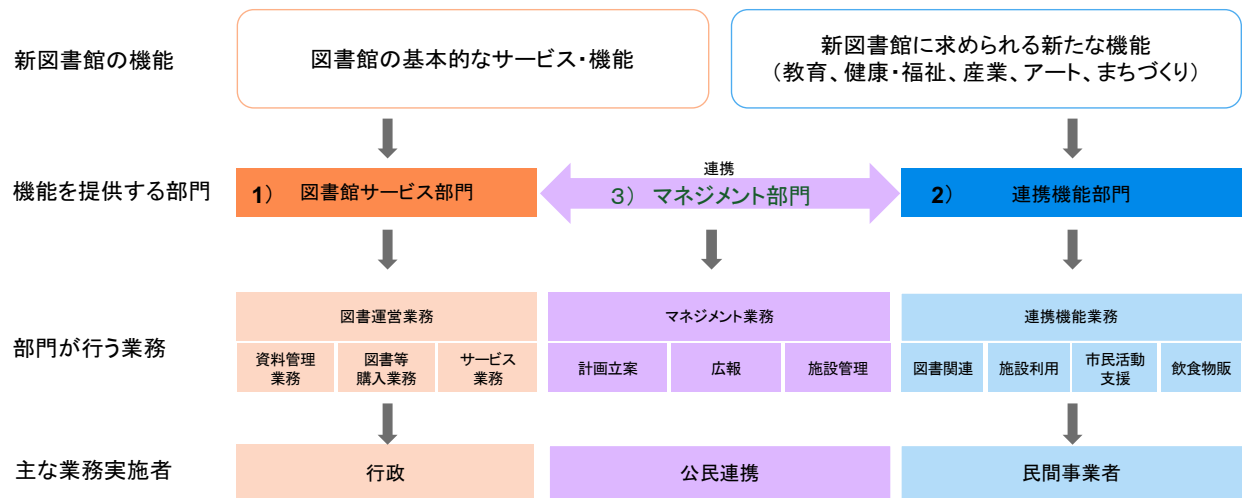
ウ 民間が主体となる連携機能部門

連携機能部門については、図書サービス部門と連携し、新しい時代において求められる機能に関するサービス提供を行う。これらのノウハウを有する民間企業等の参画を促すことで、柔軟かつ質の高いサービス提供を目指す。

2 新図書館機能と組織の関係

「図書館サービス部門」と「連携機能部門」の各部門が相乗効果を生むためには、相互をつなぐ一体的な管理・運営の在り方が重要になる。そこで、両部門を効果的につなぐ公民連携による「マネジメント部門」を組織し、以下の体系図を基に、新図書館における業務を実施する（図 5-2-1）。次項以降に、各部門及び業務内容の詳細を示す。

図 5-2-1 機能と主な業務実施者の役割分担



3 新図書館を構成する各部門の業務

各部門の役割及び体制については以下のとおりとする。本運営体制案を基に、運営組織の構築及び詳細な業務区分については、今後の運営管理計画で検討するものとする。

(1) 図書館サービス部門

図書館サービス部門においては、永続性のある図書館基本機能とサービスの提供を行政が担保する。図書館サービス部門が実施する主な業務内容は以下のとおりである。

表 5-3-1 想定される業務項目

業務名	内容
資料管理業務	図書資料の適切な管理・整理を行う上で必要な一連の業務。 <想定される業務内容の例示> ▶ 選書方針に基づく資料の収集・提供 ▶ 図書等発注・受入業務 ▶ 図書など整理業務（定期整理、特別整理含む）等
図書等購入業務	市の政策に基づいた選書方針によって選ばれた図書の購入業務等。 <想定される業務内容の例示> ▶ 図書等の購入業務 ▶ 図書等の寄附に関する業務
サービス業務	利用者の図書サービスを向上させる一連の業務。 <想定される業務内容の例示> ▶ レファレンスサービス ▶ 利用者支援業務（貸出／返却、複写サービス、リクエスト・インターネット予約等） ▶ 図書館オンラインシステム（蔵書検索、新聞画像データシステム）の運用 ▶ 企画業務（企画展の実施 等） ▶ 教育にかかわる活動（読書推進活動、学校連携等） ▶ 健康・福祉にかかわる活動（移動図書館、健康情報の提供等） ▶ まちづくりにかかわる活動（郷土資料の収集、保存等） ▶ 相互貸借業務 等

(2) 連携機能部門

連携機能部門については、民間が主体となって、民間の発信力や各事業のノウハウを活用し、図書館サービス部門と連携した新たな魅力創出を推進する。

連携機能部門が実施する主な業務内容は以下のとおりである。

表 5-3-2 想定される業務項目

業務名	内容
図書関連	<p>利用者の図書館利用における利便性向上に寄与する一連の業務。</p> <p><想定される業務内容の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 図書関連行事（イベント・講演会・展示等）の企画・開催・運営業務 等 ➤ 健康増進のための場づくり 等
施設利用	<p>施設利用者への施設貸出など、市民の主体的な活動を支援するためのサービス業務等。</p> <p><想定される業務内容の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 貸館サービス（ワークショップスペース、スタジオ等） ➤ ボーダレスアートの表現の場（展示、市民ギャラリー等）
市民活動支援	<p>起業・創業支援や子育て支援機能など、市民が自ら仕事を生み出したり、新しい能力を身に着けることができる支援業務等。</p> <p><想定される業務内容の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ネットワーキングやコミュニティ形成の場づくり ➤ チャレンジショップなどのテストマーケティングの場 ➤ 子育て支援サービス 等
飲食・物販・観光	<p>賑わいやコミュニティを生む交流の場としての飲食・物販機能等。</p> <p><想定される業務内容の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 賑わい機能（カフェ、物販スペース等） ➤ まちの情報収集・発信の拠点 ➤ 観光案内 等

(3) マネジメント部門

マネジメント部門は、図書館サービス部門と連携機能部門をつなぎ、①図書館基本機能を除く施設全体の管理運営の最適化（マネジメント、施設管理）、②施設運営方針に基づく業務実施（オペレーション）、③利用促進などの広報（プロモーション）、④幅広い主体の参画を前提とした合意形成（コンセンサス）、⑤新たな図書館の魅力創出（プランニング）、及び⑥持続可能な資金調達（マネタイズ）等の役割を担う。

マネジメント部門が実施する主な業務内容は以下のとおりである。

表 5-3-3 想定される業務項目

業務名	内容
計画立案	<p>本事業の目的を達成するための、各種業務の全体統括や実施管理、図書館運営事業に係るオープンプラットフォーム関連業務、各種関係者から提出される申請書類の受付業務。</p> <p><想定される業務内容の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設運営方針の立案 ➤ 年間業務実施計画の策定 ➤ 年間業務報告書の策定 ➤ 利用者満足度調査の実施 ➤ オープンプラットフォーム関連業務 等
広報	<p>図書館利用者を増やし、利用者のニーズと図書館のサービスをマッチングする上で、幅広く広報活動を行い、図書館における各種活動の情報を発信するPR企画業務や関係団体との連絡等業務。</p> <p><想定される業務内容の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 受付、案内 ➤ 施設全体やイベント等の広報（HP、SNS、ポスター、チラシ作成含む） ➤ 関係団体（NPO等）との連絡業務 ➤ 行事（イベント・講演会・展示等）の調整・支援等
施設管理	<p>施設が所与の性能を保ちつづけるよう、建物や設備の保守点検、清掃等、利用者の安全確保等のための警備業務等。</p> <p><想定される業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築・設備の保守点検業務 ➤ 清掃業務 ➤ 警備業務 等

4 施設管理の基本事項

(1)開館時間・休館日

現在は、開館時間は午前9時から午後7時、休館日は毎週月曜日のほか、年末年始及び館内整理日となっている。

新図書館では、これまでの図書館の枠を超えた複数の機能・サービスを有機的に配置し、幅広い利用者が集い、学び、創造する場となることを目指している。例えば、子育て世代や高齢者などが訪れやすい日中のみならず、自己研鑽や起業準備に励む社会人も利用しやすい夕方以降の時間帯についても開館時間を拡張する。様々な利用者ニーズに対応できるよう、開館時間は可能な限り幅広く、かつ柔軟に設定することが必要である。また、休館日についても、施設メンテナンスに留意しつつ、利用者のライフスタイルの多様化に対応した曜日設定への配慮等が求められる。

そのため、開館時間・休館日については、利用者サービス向上の視点やセキュリティも重視のうえ、今後策定する運営管理計画において具体的に設定する。

(2)貸出資料（点数・期間）

現在の館外貸出しは、登録者一人につき図書資料は5冊以内、雑誌は3冊以内となっており、貸出期間は2週間以内である。

新図書館では、時代の変化に応じて必要な「知」を提供するために、従来の書籍やCDなどのハード資料に加えてデータベースなどの情報資料の充実も求められることとなり、これら新たな資料に対応した貸出し方法の検討が必要となる。

貸出し対象となる資料や貸出し条件（冊数、期間）については、今後策定する運営管理計画において具体的に設定する。

(3)本事業に係る施設使用料

新図書館では、これまで図書館を利用する機会がなかった人も気軽に訪れることができるよう、集会や展示を行うことのできる貸しスペース等を設ける。また、新図書館が想定する一部の機能については、必要に応じて、ノウハウを有する組織・団体等が参画して運営を行うことができる。

前者の貸しスペース等の利用については、貸出しやすい予約環境を整えるとともに、施設使用料については新図書館の料金体系を新たに設定する。

第6章

事業スキーム及び収支（概算）の想定

1 事業条件の想定

本章では、第5章で掲げた管理運営方針に基づき図書館を運営する上で想定される事業スキーム及び収支（概算）の想定を示す。

(1) 想定される業務範囲

第5章3で掲げた業務内容に施設整備業務と自主事業を加えたものが本事業において想定される業務範囲となる。

表 6-1-1 想定される業務項目

施設整備業務	建設工事等業務
	備品等調達・設置業務
マネジメント業務	計画立案
	広報
	施設管理
図書運営業務	資料管理業務
	図書等購入業務
	サービス部門業務
連携機能業務	図書関連
	施設利用
	市民活動支援
	飲食・物販
自主事業	自主事業

(2) 想定される事業手法

第5章で掲げた「公共が主体となる図書サービス部門」「民間が主体となる連携機能部門」「公民連携で行うマネジメント部門」が実施する想定業務を、公共と民間が得意分野に応じて分担し、相乗効果を生みながら運営を行う。その上で、どのような業務の組み合わせ、公共から民間への発注形態として望ましいか、具体的な検討が必要となる。

一般的に公民連携では、複数の業務を包含した複数年度での委託（包括発注）や、アウトプットに着目して民間事業者が果たすべき義務を規定した委託（性能発注）等により、民間事業者の創意工夫を引き出し、コスト削減やサービスの質の向上が期待される。

本事業の特性を踏まえると、民間事業者が分担する場合においても公共の精神、公共の責任を持っていることが求められ、その場合、民間が行う業務範囲や費用負担方法の違いにより以下の事業手法が想定される。

表 6-1-2 想定される事業手法

事業手法	概要	期待される効果	適用場面
①設計・運営連携方式	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設は個別に委託し、維持管理・運営は指定管理者制度を活用。 事前に運営内容の提案を募り、設計に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営を見据えた設計を行うことで、施設運営の効率化と市民サービスの向上が期待 	<ul style="list-style-type: none"> 従来と同様の契約形態であり、適用場面の制約はない
②設計・建設一括方式	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設を一括して委託し、維持管理・運営は指定管理者制度を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計と建設を一体的に行うことで、設計の合理化が期待 また、運営を見据えた設計を行うことで、施設運営の効率化と市民サービスの向上が期待 	<ul style="list-style-type: none"> 施工者のノウハウを設計に反映する必要がある場合 ※ただし、施設の性能や仕様の概念を発注者が明確に設定できない場合は採用不可
③DBO方式	<ul style="list-style-type: none"> 全ての業務を一体的に実施することを規定した協定を締結。 協定に基づき、設計・建設を一括して委託し、維持管理・運営は指定管理者制度を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての業務を一体的に行うことで、整備コストの縮減と施設運営の効率化、市民サービスの向上が期待 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての事業を一体的に担う事業者（コンソーシアム）が複数存在する場合
④BTO方式	<ul style="list-style-type: none"> 全ての業務を一括して実施する事業契約を締結。 民間資金を活用し、施設整備費を延払い。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての業務を一体的に行うことで、整備コストの縮減と施設運営の効率化、市民サービスの向上が期待 施設整備費の延払いにより、市の財政負担が平準化 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 財政平準化が必要な場合 ※民間資金活用に係るコストが発生するため、ある程度の事業規模が必要

2 事業収支の想定

(1)費用の想定

市が図書館を整備・運営する場合の費用は、主に施設整備費と維持管理運営費により構成される。

施設整備費は、第4章で示した建設工事25.6億円、什器・備品費10億円についてそれぞれの耐用年数を勘案し、単年度ベースの整備費用として整理すると約1.8億円/年となる。

維持管理運営費は、第5章で掲げた本運営体制に係る運営計画の内容を勘案し、施設を維持管理していく上で想定される、図書購入費、修繕費、光熱水費や人件費等より構成される。次年度以降に具体的な運営体制等を検討するため、現時点での精緻な算定は困難であるが、既存図書館の維持管理運営費や類似事例等を踏まえ整理すると約2億円/年となる。

前述の条件において想定される本事業全体にかかる費用（※単年度ベース）については、表6-2-1のとおりとなる。

なお、本運営体制に係る運営計画やポスト数等の内容により、金額の上振れ・下振れが見込まれるため、維持管理運営費の変動も想定される。次年度以降の運営体制の検討とあわせて、本事業全体の費用の精査を進める。

表 6-2-1 想定される本事業全体の費用

費用項目		市の負担額 (円)	算出根拠
大項目	中項目		
施設整備費	設計・建設工事等	83,609,000	建設費を減価償却年数34年（鉄骨造を想定）で割り、1年分の整備費（建築）として設定
	備品等調達	100,000,000	什器・備品を減価償却年数10年で割り、1年分の整備費（什器・備品）として設定
施設整備費(1年)合計		183,609,000	-
維持管理運営費	維持管理費	27,430,000	既存図書館における費用に対して新しい図書館と既存図書館の面積比を乗じて設定
	人件費	132,052,000	類似事例等を踏まえて設定
	図書関連運営費用	25,149,000	既存図書館における費用に対して新しい図書館と既存図書館の面積比を乗じて設定
	その他運営費用	2,743,000	同上
	貸室関連の費用一式	11,639,000	類似事例等を踏まえて設定
維持管理運営費 合計		199,013,000	-
施設整備費・維持管理運営費 (1年)合計		382,623,000	-

(2)収入の想定

市が図書館を整備・運営する場合に想定される補助金・収入について示す。

ア 補助金

新図書等建設における財源については、第7章の内容を参照のこと。

イ 施設使用料

施設使用料は、「条例による施設使用料」と「マーケット賃料水準を想定した収入」の2種類の試算方法があり、それぞれの試算結果は以下のとおりである。

今後、民間事業者との対話を通じて具体的な水準を確認していく必要がある。

(ア) 条例による施設使用料

「別府市使用料の徴収に関する条例」では、長期使用の場合の施設使用料が324円/m²・月(1,071円/月・坪)、一時使用の場合の施設使用料が345円/m²・月(1,115円/月・坪)となる。また、収益施設として活用する面積に、上記の単価を乗じて年間施設使用料を算出すると、369万円/年となる。

(イ) マーケット賃料水準を想定した収入

新図書館周辺の賃料水準を勘案し、前述の施設使用料に対して、6倍の金額(6,426円/月・坪～6,689円/月・坪)を賃料として設定し、収入を得ると想定した場合、年間の賃料収入は、2,216万円となる。

(3)市の財政負担額の試算

ア 試算方法

市の財政負担額は、(2)で試算した収入から、(1)で試算した費用を差し引いて試算することとする。ただし、公民連携により施設整備・維持管理・運営費の効率化が期待されるため、費用については、事業手法ごとの特性を踏まえたコスト縮減率(3~10%)を加味している。

イ 市の財政負担額

アの条件で試算した結果、いずれの手法も市の財政負担額(単年度)は3.7億円前後となり、事業手法の違いによる差異は見られなかった。

表 6-2-2 事業手法毎の財政負担額(円)

	①設計・運営連携方式	②設計・建設一括方式	③DBO方式	④BT0方式
市の財政負担額(単年度)	376,187,000	368,375,000	367,826,000	368,746,000

今後は、民間の創意工夫をより引き出すための仕組み(利用者数や利用頻度等の増減に応じた支払い方法等)を検討するとともに、更なる収入増加、費用縮減の可能性についても検討していく。

3 想定される事業手法

(1) 評価の考え方

本事業の公民連携事業手法を選定するにあたり、「公共サービスの向上」「市の財政負担」「民間参画可能性」の各視点から評価基準を設定した。

<視点1：公共サービスの向上>

新図書館は、公立図書館に求められる政策形成拠点としての役割とともに、『教育』・『健康・福祉』・『産業』・『アート』・『まちづくり』に貢献する地域の創造拠点として、また市民が憩い、安らぎ、暮らしを楽しむサードプレイスとしての新たな役割も期待されている。これらの役割を確実に実行し、かつ公共と民間が得意分野を活かしながら相乗効果を上げることができるか、という観点から評価する。

<視点2：市の財政負担>

公民連携を導入することによってコスト縮減効果が期待できるが、事業手法によってその効果が限定されることもある。事業手法の違いによる市の財政への影響がどの程度なのか、という観点から評価する。

<視点3：民間参画可能性>

公民連携によって新図書館のサービス向上等を実現するためには、ノウハウのある民間事業者の参画をいかに促すことができるかがポイントとなる。また、新図書館に期待される新たな役割を実現するためには、地元の関係プレイヤーとの連携も重要であり、これらにも対応可能な民間事業者が参画しやすいか、という観点から評価する。

(2) 評価結果

各手法について、上記の評価項目に基づき評価を行った結果は表 6-3-1 のとおりであり、「公共サービスの向上」「民間参画可能性」の観点から他の事業手法より優れている「①設計・運営連携方式」が優位であることが確認できた。

ただし、運営内容を設計へ反映させるための具体的なプロセスについては、今後検討を進めていく。

表 6-3-1 事業手法の評価

パターン		①設計・運営連携方式	②設計・建設一括方式	③DBO 方式	④BTO 方式
概要		設計、建設はそれぞれ個別に発注し、維持管理・運営は指定管理者制度を活用する。事前に運営内容の提案を募り、設計に反映させる。	設計、建設を一括して発注し、維持管理・運営は指定管理者制度を活用する。	全ての業務を一体的に実施することを規定した協定を締結。協定に基づき、設計・建設を一括して発注し、維持管理・運営は指定管理者制度を活用する。	全ての業務を一括して実施する事業契約を締結する。民間資金を活用し、施設整備費を延払いする。
契約形態	設計	民間(委託契約)	民間(DB契約)	民間(協定)	民間(事業契約)
	建設	民間(請負契約)			
	維持管理・運営 ※	民間(指定管理者)	民間(指定管理者)		
評価	公共サービスの向上	○発注者としての市の関与度合いが強く、公共性の観点から適切なコントロールが可能となる。 ○運営内容を踏まえた設計を行うため、市が求める新図書館のコンセプト実現が可能である。	△設計・施工の公募段階で市の求める性能を規定できない。	○設計と運営の連携を図ることで、市が求める新図書館のコンセプト実現が可能となる。 △公募段階で市の求める性能を規定できず、提案内容の振れ幅が大きくなる。	○設計と運営の連携を図ることで、市が求める新図書館のコンセプト実現が可能となる。 △公募段階で市の求める性能を規定できず、提案内容の振れ幅が大きくなる。
	市の財政負担	※事業手法による違いは見られない。	※事業手法による違いは見られない。	※事業手法による違いは見られない。	※事業手法による違いは見られない ※交付金を活用する場合、延払いの効果は限定的となる。
	試算結果	3.76 億円/年	3.68 億円/年	3.68 億円/年	3.69 億円/年
民間参画可能性		○従来の行政委託と同じであり、参画可能な企業は複数存在する。 ○分離発注のため、地元企業の参画可能性がある。	○～△設計・施工企業のコンソーシアム組成が必要であり、参画可能な企業が限定される可能性がある。 ○運営は従来の発注方式と同じであり、参加可能な企業が複数存在する。	△設計・施工に加えて維持管理・運営企業も含むコンソーシアム組成が必要で、難易度が高い。	△設計・施工や維持管理・運営企業も含むコンソーシアム組成が必要で、かつ民間資金調達も含まれるため、更に難易度が上がる。

※民間が行う範囲の業務に限る

4 今後のスケジュール

新図書館の開館は令和5年度中を目指すものとする。

また、設計・運営連携方式を採用する場合、来年度以降、基本設計及び実施設計に着手するとともに、設計と平行して新図書館の運営内容を立案し、設計と運営の連携を図るものとする。

現段階での想定スケジュールは図6-4-1のとおりである。

2020年度（令和2年度）から2021年度中盤にかけて、新図書館の基本・実施設計と運営計画を並行して進める。新図書館は、図書館機能と融合する連携機能、公民連携による運営を想定しているため、運営計画をフィードバックしながら建築計画を進めることが重要である。

2021年度末には、工事入札、運営管理者の選定を行い、2022年には着工の予定である。2023年度中盤から資料等の搬入、システムの試験等、研修、また連携機能のテナント工事を行う予定である。

表 6-4-1 想定スケジュール

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
建設	選定	基本設計・実施設計	入札	工事	開館準備
運営	選定	運営計画	選定	運営準備	開館準備

↑ 連携 ↓
■ 運営管理者決定

開館

第7章

開館までの準備

1 職員の育成等

専門性の高い司書・職員を育成するため、知識や技能を拡充することを目的とし、大分県立図書館など公共図書館と連携した研修会等を開催することによって、質の高い図書サービスの提供及び向上を目指す。また、自己研鑽を推奨し、各種研修等への自発的な参加を支援する。

2 資料の収集・除籍

別府らしい蔵書の収集、郷土資料となる写真の収集やデジタルアーカイブ化などを進め、特色ある地域の資料の収集に努める。常に新しい出会いがあり魅力ある開架書架を目指し、「別府市立図書館廃棄資料等に係る処分の方針」を見直して定期的に除籍を行うとともに、望ましい開架冊数を収蔵可能冊数の5割程度とする。

3 市民との協働

オープン・プラットフォーム会議を通して、図書館運営に主体的に関わる機運醸成が図られて、参画の仕組みができつつある。市民ニーズに応える上においても、今後の図書館運営において、図書館サポート組織（図書館フレンズ、友の会など）などの設立や運営への参加を勧める。

おはなし会など子どもたちの読書推進活動への協力、イベントの共同企画・運営、蔵書の維持や保全に関わる活動、除籍資料の販売会など、様々な活動を通して、すでに活動をしている人と人をつなぐことも必要である。

また、その他の市民活動や子育て支援活動など、市民のコミュニティ支援をサポートすることも新図書館の重要な役割の一つであり、市民活動の場の提供、団体の紹介や広報、マッチング、イベント等での連携など、市民活動参加へのきっかけづくりの拠点となるように努める。

4 財源の確保

新図書館等建設には、国の補助金・交付金及び地方債等を活用するとともに、「別府市地方創生基金（仮称）」「企業版ふるさと納税」「湯のまち別府ふるさと応援寄附金」などの資金調達手法を活用して財源の確保を行う。

また、林業県として森林整備を支えるとともに、森林・林業への理解促進にもつながる県産材の利用や普及啓発等の取り組みを支援する「森林環境贈与税」の活用も検討する。

さらに、開館後も継続して資料収集やサービスを提供するために、持続可能な資金運営を行う。

第8章

オーブンプラットフォーム会議の報告

1 オープン・プラットフォーム会議とは

新図書館等建設に向け、構想段階から市民の参画を促し、新しい図書館等のイメージを市民と共に共有することを目的とした公開型ミーティングを3回開催した。各回では図書館をはじめとする専門家を招いた基調講演やディスカッションの場を設け、市民と共につくる新しい公共空間の重要な役割を果たす場となった。

2 開催報告

Vol.2「未来をつくる図書館とは？」

開催日：令和元年7月20日（土）15：00～17：00

会場：ビーコンプラザ国際会議室

参加人数：290人

うちアンケート回収 179件（アンケート回収率 61.7%）

うち質問用紙提出 51件

ア 基調講演

登壇者：手塚美希氏（紫波町図書館 主任司書）

テーマ：『町と人により添う図書館』



図書館を「まちづくり、人づくりをする場」と考え、司書の通常業務の傍ら、「町で何が起きているか。町のどんな問題が解決できるか。」を市民と共に考える月1度の企画展示などを通し、地域と情報を繋ぎ、町と人の幸せにするための、これまでの実践等について講演いただいた。

イ ディスカッション

登壇者：手塚美希 氏（紫波町図書館 主任司書）

高橋伸子 氏（松本記念児童図書館館長/基本計画策定委員会委員）

島津芳枝 氏（宇佐市民図書館司書）

馬場正尊 氏（株式会社オープン・エー代表取締役）



参加者へ受付時に質問用紙を配布し、休憩時に回収した意見、質問の中からテーマを抽出し、登壇者がディスカッションを行った。会場からは「司書が全ての業務をするのか」「従来の図書館イメージを変えたとしたら、どのようなことをするか。」等といった質問が挙がり、図書館の本質的な位置付けや機能についてのディスカッションを行った。

Vol.3「図書館×アート×福祉」

開催日：令和元年 11 月 15 日（金）18：30～20：30

会場：別府市役所 1 階レセプションホール

参加人数：134 人

うちアンケート回収 73 件(アンケート回収率 54.4%)

うち質問用紙提出 25 件

ア 基調講演

登壇者：神代浩 氏（文部科学省元社会教育課長/ビジネス支援図書館推進協議会理事）

テーマ：『困ったときには図書館へ』



年越し派遣村の解散による派遣切りなどに遭った失業者に対し、図書館や社会教育が支援できることは何かを問い、自身の社会教育課への異動をきっかけに鳥取県立図書館で行った「情報検索マップ」などの取組み、また住民の課題解決に対する支援を公共図書館の不可欠な機能として推進する有志のネットワーク「図書館海援隊」の取組み事例などについて講演いただいた。

イ プレゼンテーション



図書館にどのようにアートや福祉機能を融合させることが可能か、県内で活躍する実践者がプレゼンテーションした。

プレゼンター①：古庄優子 氏（ART STORSGE 運営）

障がいをもつアーティストの作品を商業利用し、収益化する ART STORSGE の取組みについて発表いただいた。

プレゼンター②：宮川園 氏（たべもの建築家/BASARA HOUSE オーナー）

食をテーマにしたラボの可能性についてご提案いただいた。

ウ ディスカッション

登壇者：神代浩 氏（文部科学省元社会教育課長/ビジネス支援図書館推進協議会理事）

中野伸哉 氏（陶器・ガラス工房ラパロマ代表）

山出淳也 氏（NPO 法人 BEPPU PROJECT 代表理事/アーティスト）

馬場正尊 氏（株式会社オープン・エー 代表取締役）



参加者へ受付時に質問用紙を配布し、休憩時に回収した意見、質問の中からテーマを抽出し、登壇者がディスカッションを行った。「スマホで情報が容易に得られる今、図書館が本当に必要なのか」「市民が現在ご自宅で所有をしている貴重な資料を有効活用してはどうか」等、抽出された5件、挙手による質問を5件、計10件の質問に対し、ディスカッションを行った。

Vol.4「市民とつくる新しい公共空間」

開催日：令和2年1月19日（日）14：00～16：50

会場：別府市公会堂

参加人数：216人

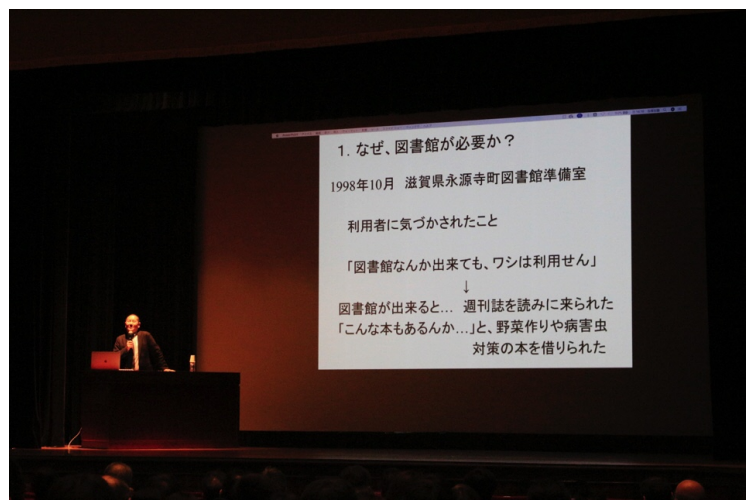
うちアンケート回収 100件(アンケート回収率 52.1%)

うち質問用紙提出 32件

ア 基調講演

登壇者：嶋田学 氏（元瀬戸内市民図書館館長/奈良大学文学部文化財学科教授）

テーマ：『市民とつくる新しい図書館～瀬戸内市での市民協働による図書館づくり～』



瀬戸内市民図書館の整備計画から開館後の運営に至るまで、市民との関わりのなかで生まれた「なぜ図書館が必要か?」「地域をいかす図書館の仕事とは」「図書館ができて変わったこと」等の問いと実践を軸に、どのように市民協働による図書館づくりについて講演いただいた。

イ パネルディスカッション

登壇者：嶋田学 氏（元瀬戸内市民図書館館長/奈良大学文学部文化財学科教授）

塚田俊三 氏（立命館アジア太平洋大学客員教授）

平石栄二 氏（別府市図書館協議会委員長）

中野伸哉 氏（陶器・ガラス工房ラパロマ代表）

山出淳也 氏（NPO 法人 BEPPU PROJECT 代表理事/アーティスト）

馬場正尊 氏（株式会社オープン・エー 代表取締役）

阿南 寿和（別府市副市長）

稲尾 隆（別府市教育部長）

オープン・プラットフォーム会議の各回で取り上げることができなかった質問を複数選定し、登壇者によるディスカッションを行った。「館長や司書の役割」「運営組織づくりや職員能力向上のためのポイント」等、図書館機能の核心に関する5件の質問を基にディスカッションを行った。

ウ ディスカッション

参加者へ受付時に質問用紙を配布し、休憩時に回収した意見、質問の中からテーマを抽出し、登壇者がディスカッションを行った。抽出された5件、挙手による質問を5件、計10件の質問に対し、ディスカッションを行った。



第9章

実証事業の報告

1 事業の目的

本事業においては、新図書館の計画段階から、「オープンプラットフォーム会議」を本格的に活動させ、多層な人が多種多様な形で参画する人材のネットワークを構築することを目指している。このネットワークは、新たに整備する新図書館を実践の場として、地域の課題を解決する当事者意識をもって人づくり・地域づくりに向けた幅広い主体と連携し、まちの賑わいや課題解決につながる事業を行政とともに設計し、事業の主体となって牽引する。

令和元年度は、新たな教育の場づくりの実践として、新しい図書館の可能性や場の在り方を表すための実証プログラムとして実施した。

生徒・学生自らが興味や関心のあることを見つけ出し、主体的な行動を促すことで、学校教育だけでは得られない自発的な学習機会を生み出すこと、さらには留学生や社会人など多世代が交わることで得られる新しい『学び』の場を新しい図書館で実現していくための実証プログラムである。

2 事業実施概要

(1) 事業名

2025年の「新しい学び」を考えよう。未来の教育アイデア発見ワークショップ

－ みんなの大好き！をタネにして新しい学びをデザインしよう －

(2) 事業の目的

学校外の環境で、中学生、国際学生、社会人と交わりながら、自分が住むまちや人のことを知り、考え、自ら行動をおこす自発性の育成や、起業家精神（アントレプレナーシップ）を実践的に学ぶ。また、国際学生と日本人との対話を通して、異文化理解や既成概念に縛られない自由な発想力を養う。

また、国際学生、社会人においては、教育ビジネスチャンスの新しいチャレンジの場として、新たな教育プログラムが実践できる。

(3) 実施概要

開催日時：2020年（令和2年）1月20日（月）18:00～20:30

会場：別府市コミュニティーセンター多目的ホール

主催：別府市教育部社会教育課

運営協力：株式会社オープン・エー

ファシリテーター：おせっかい社かける

(4) 参加者

- ・ 別府市内の中学生 17 名
- ・ 国際学生 10 名 (インドネシア、ウガンダ、ベトナム、韓国、アフガニスタン等)
- ・ 一般社会人 7 名
- 合計 34 名

(5)実施プログラム

ア レクチャー「未来の学校をデザインしよう」

ファシリテーターの「なんのために勉強するのか？」という問いかけからスタートし、会場との対話を通して、参加者へ自発的な学びへの気づきを与えた。中学生からは「自分の可能性を広げるため」「選択肢を増やすため」「どんなに変化があっても柔軟に対応できるようになるため」といった意見が挙がった。

世界での教育現場や近年のビジネス環境を紹介しながら、学ぶべきことが社会や技術の進化とともに変化しており、テクノロジーが瞬く間に世界中に広まる変化の激しい現代、次の30年に向けて今学ぶべき大事なことは何かを、会場とディスカッションした。

激しい変化の中で自らつくりたい状態を生み出すためには、理想を描いて、小さく試し、結果や効果を検証し、次のアクションにつなげるというプロセスの繰り返しが重要であるということを示し、グループワークにつなげた。



イ グループワーク

中学生2名、国際学生1~2名、社会人1~2名、計4~6名を1チームとして8チームに分け、テーマに沿ったブレインストーミング、ディスカッションを行った。「みんなの『好き (Love)』と『困ったこと (Issue)』をかけあわせて、新しいサービスをつくろう」をテーマに、自分の好きなこと、次にまわりの人が困っていることを書き出し、チームで共有し、それぞれの内容をランダムに掛け合わせ、新しいサービスのアイデアをブレインストーミングした。また、最後にチームごとに出たアイデアを発表した。2時間のワークショップで、当初の目標をはるかに上回る239個の新しいサービスアイデアが生まれた。

アイデアの一例：

「本」×「バスの本数が少ない」→『読書する人だけが乗れるバス』

バスの本数を増やすほど、読書する人も増え、読書習慣も身につく

「カラオケ」×「おじいちゃんの行く娯楽がない」→『おじいちゃんカフェ』

その場で僕ら若者がおじいちゃんに好きな曲を教えてもらい、一緒に歌う



(6) 実証成果

参加者の感想

- ・とても楽しかった。普段からこんなふうに将来のことを考える時間がもっと沢山あるといい（中学生）
- ・普段、ほしい物ややりたいことを聞かれることはあるけれど、こうやって自分でゼロから考えることはなかった（中学生）
- ・もっと語り合いたかったし、実際に考えたプロジェクトをやってみたかった（中学生）
- ・好きな物と困っている事をかけ合わせて考えるという発想がなかったから、こうやって考えられればよいのがわかって、自分で考えるのが楽しかった（中学生）
- ・“困っていること＝ネガティブなこと”と思っていたけれど、好きなことと掛け合わせることで、そうじゃないと気付いた（中学生）
- ・両親が中学校をやっていて今度高校をつくるから、その前に今回のワークをぜひ実践したい（インドネシアからの留学生）
- ・せっかく別府に住んでいて、地域のことにもっと関わりたいと思っていたので、その良い機会になって嬉しかった（アンゴラからの留学生）

3 新図書館での実装に向けて

この実証事業では、普段関わる頻度が少ない中学生、国際学生、社会人それぞれの層が、同じテーブルで対等に意見を交わし、アイデアを考えることで、それぞれの価値観や課題意識の違い、異文化への理解を深めるとともに、新しい発想が生まれる経験を共有し、とりわけまた中学生にとっては、学校教育では得難い主体的な発言、行動、創造力を養う機会となった。学校教育による体系的な知識や技術習得だけではなく、生徒たちの探究心、発想力、表現力を養う新たな教育の機会を、新図書館だからこそできる取り組みとして実装していくことがこれからは必要とされる。今後は、本事業のような教育プログラムの担い手となる主体を募り人材を育成するワークプログラムの実施や、継続的な運営や関わり方の仕組みづくりなど実践的に進めていくものである。

第10章

官民連携プラットフォームの組成

1 官民連携プラットフォームの組成

第1章において、本市における新図書館の役割や方向性は、『教育』・『健康・福祉』・『産業』・『アート』・『まちづくり』における都市政策課題の解決に貢献する地域の創造拠点と示した。

新図書館の運営には、前章までに述べてきたように公民連携による事業推進が重要なポイントである。事業推進に参画する主体の集合体をここでは「官民連携プラットフォーム」と位置づける。

このプラットフォームを中心に、人づくり・地域づくりに向けた具体的な方策や、新たな地方創生施策のグランドデザインについて議論し、その実現のための取組を実施することにより、サービスや雇用が生まれ、人材や組織の育成が図られる。このプラットフォームは、人材のネットワークであり、持続可能な社会を創るさまざまな取り組みや地域運営を通して、これまで公共サービスとされてきた領域や地域運営に主体的に参画する新たな担い手となる人材や組織を育成するとともに、地域の課題を解決する当事者意識を醸成し、まちの賑わいにつなげる事業を行政とともに設計し、事業の主体となって牽引する。

整備段階から官民連携プラットフォームの組成に向けた準備（オープンプラットフォーム会議）や各参画主体の呼びかけ、運営計画や体制の検討を進めるものとする。

(1) 参画主体とそのメリット

官民連携プラットフォームの参画主体は、行政、市民、民間事業者である。

各参加主体が相互にメリットを享受しながら、新図書館に求められる共創の場、柔軟でフレキシブルな運営、他図書館と連携する機能・サービスとの融合を図る。

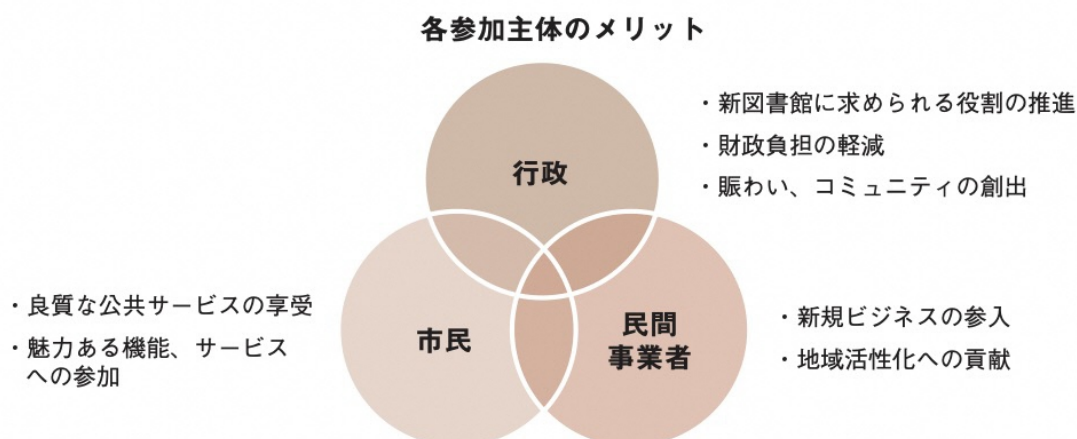
官民連携事業における行政、市民、民間事業者のそれぞれのメリットを図 10-1-1 に整理する。

行政は、本来的に担うべき政策形成という役割を推進し、財政負担の軽減、賑わいやコミュニティを創出する。

市民は、良質なサービスを楽しむことができ、また自身の興味・関心により機能・サービスへの参画が可能となる。

民間事業者は、地域貢献、社会課題の解決による新規サービスへの参入などが挙げられる。

図 10-1-1 官民連携プラットフォームへの参加主体とメリット



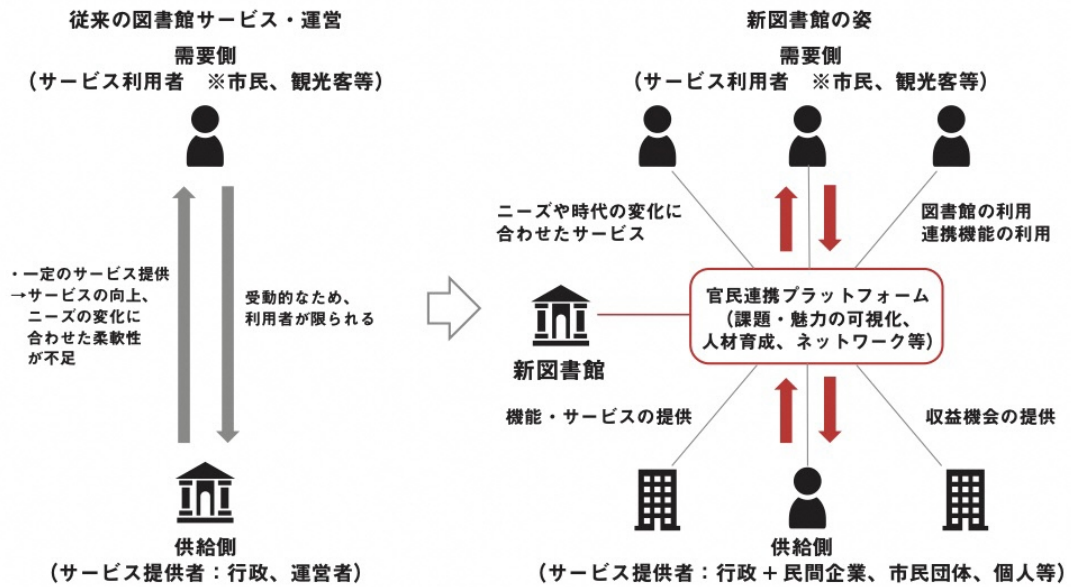
(2)官民連携プラットフォームによる運営

官民連携プラットフォームによる新図書館の運営は、市民ニーズや時代の変化に柔軟かつ迅速にサービスの提供ができる。

従来の図書館サービスは、需要者（市民、観光客等）が受動的にサービスを需要し、供給者（行政、運営者）がサービスを供給するという一定方向の関係性によって運営されている。そのため、時代の変化やニーズに対応するサービスの提供が困難であったり、予算の縮減などによる人員不足や十分な空間・設備が提供できないという課題を抱えている。本市の登録率は 21.0%と、全国平均の 44.8%を大きく下回る現状である（再掲）。（日本図書館協会『日本の図書館：統計と名簿 2018』（2019））

新図書館では、供給側としての行政の他にも、比較的小規模の民間事業者や市民団体、個人が運営に参画できる仕組みを構築し、課題や魅力の可視化、人材育成、市民ネットワークの構築などを担う官民連携プラットフォームを組成する（図 10-1-2）。需要側の様々なニーズに対応できるサービスや様々な機能を提供し、需要側だった市民等が供給側に参画することも可能で、サービスの進化や拡充が期待される。

図 10-1-2 官民連携プラットフォームによる運営ダイアグラム



2 官民連携プラットフォーム組成に向けた今後の動き

官民連携プラットフォームは、幅広い市民、事業者が参画する仕組みである。そのため、より主体的な市民の巻き込み、組織化に向けて具体的に取り組んでいく。2018年度から実施しているオープンプラットフォーム会議や、市民・事業者へのヒアリング、また2020年1月に度実施した実証事業などを通して、官民連携による新図書館運営のビジョン、イメージが共有化されてきている。

実証事業の試行実施やプラットフォームに参画する事業者会議体などを通じて、参画主体の明確化、スキーム構築、サービスの具体化などを進めるものとする。

第 11 章
委員会報告

(1) 別府市新図書館等整備基本計画策定委員会の開催日時および議題

	日時	主な審議内容
第1回会議	令和元年6月27日（木）	(1)これまでの取組 (2)新図書館建設基本計画の検討スケジュールについて (3)別府市が目指す図書館について ①他事例紹介 ②別府市が目指す理念 ③図書館運営の基本的な考え方 ④図書館に連携する機能について
第2回会議	令和元年8月26日（月）	(1)オープン・プラットフォーム会議vol.2の報告 (2)第1回会議のまとめ (3)地域課題の把握 (4)新図書館等の機能とサービスについて ①どんなサービスがある図書館か ②公園に建つ図書館の在り方 ③図書館に必要な機能 ④別府らしい蔵書方針 ⑤図書館の全域サービスの考え方 ⑥どのような運営体制であるべきか
第3回会議	令和元年10月11日（金）	(1)第2回会議のまとめ (2)建設計画 ①建設予定地の位置と規模 ②場所の特性、連携性 (3)施設計画 ①新図書館の整備方針 ②新図書館の機能
第4回会議	令和元年12月23日（月）	(1)オープン・プラットフォーム会議vol.3の報告 (2)別府市新図書館の整備計画（第3回会議のまとめ） (3)図書館の運営管理について ①複合機能について ②運営管理の基本的考え方について ③営業時間、休館日の考え方について ④運営体制について (4)事業スキームについて ①年間運営予算（他事例比較） ②事業スキーム比較 (5)整備手法について
第5回会議	令和2年2月17日（月）	(1)オープン・プラットフォーム会議vol.4の報告 (2)第4回会議のまとめ (3)整備基本計画 素案審議 (4)基本理念について
第6回会議	令和2年3月25日（水）	(1)基本計画 承認

(2) 委員名簿

別府市新図書館等整備基本計画策定委員会 委員名簿		
	職 名	氏 名
1	委員長 立命館アジア太平洋大学 客員教授 (平成30年度整備構想検討委員会委員長)	塚田 俊三
2	別府市図書館協議会委員長 (平成28年度基本構想検討委員会副委員長)	平石 栄二
3	別府市図書館協議会副委員長 (財団法人松本記念児童図書館 館長)	高橋 伸子
4	イラストレーター、陶芸家、 地域プロデューサー、クリエイター	中野 伸哉
5	NPO法人 BEPPU PROJECT 代表理事	山出 淳也
6	特定非営利法人 別府温泉地球博物館 常務理事	幸 準一郎
7	日本文理大学 工学部建築学科 教授	井上 正文
8	別府市副市長	阿南 寿和
9	別府市教育部 教育部長	稲尾 隆

(敬称略)

資料-1

図書館事例調査

資料1. 図書館・複合施設事例調査-1

図書館名	紫波町図書館	須賀川市民交流センターtette	瀬戸内市民図書館	東近江市立図書館（八日市図書館）	
所在	岩手県紫波町	福島県須賀川市	岡山県瀬戸内市	滋賀県東近江市	
奉仕人口（人）	32,000	76000	36,000	114,000	
開館年	2012年6月	2019年1月	2016年6月	1989年	
規模	1,440 m ² （図書館部分）	13,698.58m ²	2,399.19m ²	2,289m ²	
形態	官民複合施設（合築）	複合施設	図書館・郷土資料展示	公共複合施設	
蔵書数	約9.5万冊	約25万冊（目標）	約20万冊（開架:約12万冊）	約30万冊	
登録者数（人）※1	16,746	30,091	—	39,600	
登録率 ※1	52.33%	39.59%	41.00%	34.74%	
年間来館者数	約19.8万人（H26）	約30万人（目標）	約15.8万人（H29）	—	
事業方式	PPP（民設後買い取り直営）	公設公営	公設公営	公設公営	
運営方式	市直営	市直営	市直営	市直営	
職員数	12人（司書10人）	管理部門10人 事業部門10人 図書部門34人（司書15人）	13人（司書12人） 正規6 臨時7	50人 正規25 臨時24（7館合計）	
年間予算（円）					
市一般会計	合計※2	13,784,998,000	43,600,000,000	18,344,186,000	49,800,000,000
図書館費	図書館全体※2	45,762,175	251,130,000	106,640,000	398,972,000
	運営費※2	45,225,508	—	86,640,000	356,972,000
	図書購入費※2	536,667	—	20,000,000	42,000,000
一般会計割合		0.33%	0.58%	0.58%	0.80%
営業時間	平日	10:00-19:00 （月曜休館）	月~土：9:00~20:00 （火曜、年末年始は休館）	火・水：10:00~18:00 木・金：10:00~19:00 （月曜休館）	10:00-18:00 （月・祝休館※八日市図書館）
	休日	10:00~18:00	日・祝：9:00~18:00	10:00~18:00	10:00~18:00

※1 平成30年度3月末現在

平成30年度

平成30年度3月末現在

平成20年度

※2 平成30年度決算

平成31年度当初予算

平成31年度当初予算

平成31年度当初予算

※3

資料1. 図書館・複合施設事例調査-2

図書館名		都城市図書館	武蔵野プレイス	武雄市図書館	大和市文化創造拠点シリウス
所在		宮崎県都城市	東京都武蔵野市	佐賀県武雄市	神奈川県大和市
奉仕人口（人）		165,000	144,700	49,200	232,900
開館年		2018年4月	2011年7月	2013年4月	2016年11月
規模		8,046㎡（図書館部分）	9809.76㎡（施設全体）	3,803㎡+こども図書館690㎡	6,560㎡（図書館部分）
形態		複合施設	複合施設	複合施設	官民複合施設（再開発）
蔵書数		約30万冊（開架14万冊）	約17万冊	約24万冊	約58.6万冊
登録者数（人）※1		71,100	76,786	26,000	90,807
登録率 ※1		43%	53.07%	52.85%	38.99%
年間来館者数		約200万人（施設全体）	195万人（H29）	91万人（H29）	約300万人（施設全体）
事業方式		公設民営	公設民営	公設民営	再開発事業
運営方式		指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
職員数		55人（司書24人）	70人	62人（司書13人）	56人
年間予算（円）					
市一般会計	合計※2	78,630,000,000	63,558,000,000	28,744,520,000	75,872,194,000
図書館費	図書館全体※3	224,685,000	550,619,109	143,383,000	825,788,400
	運営費	—	—	129,735,000	—
	図書購入費	—	—	13,648,000	—
一般会計割合		0.29%	0.81%	0.50%	1.09%
営業時間	平日	9:00-21:00（年中無休）	9:30-22:00 （水/年末年始は休館）	9:00-21:00 （年中無休）	9:00-21:00（12/31,1/1休） ※こども図書館は9:00-19:00
	休日		9:30-22:00		9:00-20:00

※1 平成30年度3月末現在

※2 平成30年度当初予算

※3 指定管理者制度導入施設の
管理運営状況等(平成30年度)

平成30年度

平成30年度

平成30年武蔵野プレイス年報

平成30年度3月末現在

平成29年度 決算

平成29年度CCC収支報告書

日本の図書館：統計と名簿2018

平成29年度 決算

平成29年度 指定管理者事業報告概要
及び評価

発行元

別府市教育部社会教育課

住所 〒874-8511 大分県別府市上野口町 1 番 15 号

電話 0977-21-1587 ファクシミリ 0977-22-5100

電子メールアドレス lle-be@city.beppu.le.jp